

III 主要事項

第1 新型コロナウイルス感染症を克服する保健・医療等提供体制の確保や研究開発の推進

新型コロナウイルス感染症を克服し、今後の新興感染症等の発生時に備えた体制を強化するため、感染症から国民を守る医療等提供体制の確保や保健所・検疫所等の機能強化、ワクチン・治療薬をはじめとした研究開発を推進する。

1 新型コロナウイルス感染症から国民を守る医療等提供体制の確保 補正2兆2,353億円、当初20億円(28億円)

(1) 新興感染症等の感染拡大時に対応可能なDMAT体制の整備

8.0億円(6.1億円)

新興感染症等の感染拡大時に対応可能な隊員の養成に向けた感染症に係る研修等を新たに実施するため、災害派遣医療チーム(DMAT)事務局の体制を拡充する。

(2) 「医療のお仕事 Key-Net」等を活用した医療人材の確保

73百万円(73百万円)

新型コロナウイルス感染症に対応する中、医療従事者の確保が困難な地域においても、地域医療を支える医療機関・保健所などにおける必要な医療人材を迅速に確保することができるよう、令和2年度に開設した、医療機関・保健所等の医療人材の求人情報サイト「医療のお仕事 Key-Net」の運用を行う。

(3) 感染防止に配慮した介護サービス提供体制の確保

50百万円(15億円)

① 介護サービス提供体制の継続支援 137億円の内数(137億円の内数)

新型コロナウイルスの感染者等が発生した介護サービス事業所等が感染拡大防止対策の徹底等を通じて、必要なサービス等を継続して提供できるよう支援するとともに、都道府県において、緊急時に備え、職員の応援体制等を構築する。

② 介護施設等における感染防止対策

50百万円(2.9億円)

412億円の内数(412億円の内数)

12億円の内数(12億円の内数)

介護施設等における新型コロナウイルス等の感染防止の観点から、職員への研修や、簡易陰圧装置・換気設備の設置、多床室の個室化等に必要な費用を補助する。

(参考) 【令和3年度補正予算】

- 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金等による支援 2兆1,033億円
新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を増額することにより、都道府県が地域の実情に応じて行う、重点医療機関等の病床確保や軽症者等の宿泊療養施設の確保等を引き続き支援するとともに、緊急的な人材確保を行うために、看護職員の派遣等にかかる人材調整の体制整備や看護職の研修等を支援し、医療提供体制等の強化を図る。
- 医療用物資等の確保等 467億円
医療用物資の需要の急増等に対応するため、医療用マスクやガウン、フェイスシールド等の確保等を継続し、医療機関等への迅速かつ円滑な供給体制を確保する。
また、新型コロナウイルス感染症患者に酸素投与を行うための酸素濃縮装置を、国で借り上げ都道府県に無償貸与すること等により、酸素供給体制を整備する。
- 医薬品等の安定供給の確保 75億円
医療上重要な医薬品・医療機器・个人防护具・衛生材料等について、構造的なリスクを把握するためのサプライチェーンの実態把握調査等を実施する。
また、海外依存度の高い原薬等を国内製造しようとする製薬企業等に対し、製造所の生産設備整備に係る費用を補助する。
- 児童福祉施設等における感染症対策への支援 181億円
職員が感染症対策の徹底を図りながら事業を継続的に実施するため、かかり増し経費や施設の改修費等への補助を行い、保育所や児童養護施設、産後ケア事業を行う施設等における感染防止の取組を支援する。
※ 放課後児童クラブ等における感染症対策への支援については、内閣府に計上
- 通いの場をはじめとする介護予防や施設での面会等の再開・推進の支援 4.1億円
コロナ禍における高齢者の外出自粛等の長期化による健康への影響を軽減するため、通いの場をはじめとする介護予防の取組や施設での面会等の再開・推進の広報を行うとともに、家族面会室の整備について既定予算を活用し、要件緩和の上で支援する。
- 障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援 36億円
新型コロナウイルスの感染者等が発生した場合でも、影響を最低限に留め、サービスの提供を継続するため、消毒や人員確保等の経費への支援を行うとともに、緊急時に備え、職員の応援体制等の構築を推進する。
- 新型コロナウイルス感染症に対応した心のケア支援 51百万円
新型コロナウイルス感染症の長期化に伴ううつ病等に対する精神衛生上の支援（心のケア）を実施できるよう精神保健福祉センター等への支援を行う。

2 検査体制の確保、保健所・検疫所等の機能強化、 ワクチン接種体制の構築

補正1兆6,857億円、当初112億円(109億円)

(1) 水際対策の強化に向けた検疫所の検疫・検査体制の整備・拡充

217億円の内数(207億円の内数)※

※新型コロナウイルス感染症対策費として95億円(91億円)

新型コロナウイルス感染症の拡大を水際で防止するため、検疫所において民間検査機関の活用等による検査体制を確保するとともに、検疫に係る人員体制を確保するなど、検査体制・検疫体制の強化を行う。

(2) IHEATによる保健所の人員体制強化、地方衛生研究所の機能強化【一部新規】

6.4億円(5.6億円)

感染拡大時に保健所業務を支援することのできる専門人材の派遣の仕組みであるIHEAT(Infected disease Health Emergency Assistance Team)の体制を強化するとともに、IHEAT名簿登録者に対する積極的疫学調査を中心とした保健所業務に関する研修を引き続き行う。

また、地方衛生研究所に対する検査実施に関するトレーニングについて支援を実施する。

(参考) 【令和3年度補正予算】

- 行政検査の実施等の感染拡大防止対策 1,972億円
感染症の発生を予防し、そのまん延を防止するため、感染症法に基づき都道府県等が行う行政検査に必要な経費等の一部を負担する。
- 検疫におけるワクチン接種証明書の電子化への対応 97百万円
検疫所において、新型コロナウイルスワクチンの電子接種証明の活用に必要なシステムを構築する。
- 機動的な水際対策の推進、入国者の健康確認の体制確保 788億円
新たな変異株等の流入防止のため、待機施設の確保や検査の民間委託等、機動的な水際対策の推進を図る。
また、入国者健康確認センターを通じ、入国者の入国後の健康フォローアップや位置情報の確認、ビデオ通話による状況確認のほか、民間警備会社等による自宅等への見回りを行うことにより、国内での感染拡大を防止する。

- ワクチン接種体制の確保等 1兆3,879億円
新型コロナウイルス感染症のワクチンについて、追加接種を含め全ての希望する者がワクチンを接種できるよう、自治体に対し、接種体制の確保のために必要な財政支援等を行う。
- プレパンデミックワクチンの備蓄等様々な感染症対策の充実・強化 48億円
新型インフルエンザの発生に備えたプレパンデミックワクチンの備蓄や、自治体が行う風しんの抗体検査事業に対する補助、病原体等の適正な管理体制の構築等、様々な感染症に対応するため、対策の充実・強化を図る。
- 新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（HER-SYS）等の感染症対策システムの総合的な運用に向けた開発、機能・連携強化 97億円
新型コロナウイルス感染症対策として、緊急的に構築されたシステムの運用及び所要の改修等を行う。あわせて、今後の感染症対策に資するよう、既存システムも含め、感染症の情報基盤として総合的に運用するために必要な整備を行う。

3 ワクチン・治療薬等の研究開発の推進

補正8,817億円、当初15億円(12億円)

(1) ワクチン開発・生産体制強化戦略等に基づく研究開発の推進【一部新規】

4.4億円(2.0億円)

平時から新規の感染症等に対する効果の判定方法や新規のモダリティの安全性評価等について、レギュラトリー・サイエンスの観点から国際的なコンセンサスを醸成し、これを踏まえたガイドラインを作成する等により、可及的速やかなワクチン等の実用化を促進する。

(参考) 【令和3年度補正予算】

- 新興感染症の治療薬等に関する研究開発等の推進 145億円
国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）に対し開発資金を補助することで、新型コロナウイルス感染症の新たな治療薬等に関する研究開発を支援するとともに、今後流行し得る既知の新興感染症や、未知の感染症（Disease X）に対し、迅速に応用可能な基盤技術を含めた治療薬・診断技術・感染予防管理等の研究開発を推進する。
また、治療薬・ワクチン等について、迅速に臨床研究・治験を立ち上げるための体制整備を進め、緊急時にも遅滞なく臨床研究・治験が実施可能な環境を構築する。
さらに、厚生労働科学研究による感染拡大防止や公衆衛生危機管理等に係る研究を推進する。

- 治療薬の実用化支援・供給確保等 6, 075 億円
新型コロナウイルス感染症に係る治験段階にある有力な候補薬について薬事承認を見据えて早期実用化の支援を行うとともに、必要な中和抗体薬や経口薬を確保する。
- 新型コロナウイルスワクチン開発支援等 2, 562 億円
国産ワクチン開発企業に対して実証的な研究の費用を補助するほか、開発に成功した場合のワクチンの買上、ワクチン生産に必要な部素材の国産化の支援等を行うことで、国産ワクチンの開発を促進する。

(2) 感染症に関する危機管理機能やサーベイランス機能の強化に資する研究の推進

94 億円の内数 (94 億円の内数)

新型コロナウイルス感染症の対策に資する研究を引き続き推進するとともに、今後新たな感染症による危機が発生した場合に備え、感染症に関する危機管理機能の強化に資する研究、感染症サーベイランス機能の強化に資する研究、感染症指定医療機関等における感染症患者に対する医療体制の確保及び質の向上に資する研究、その他の感染症対策の総合的な推進に資する研究を推進する。

(3) 新興再興感染症領域等に対する臨床研究中核病院等における臨床研究・治験の推進

3. 8 億円 (2. 4 億円)

国際共同試験を主導するにあたり対応可能な人材の育成・配置や、国際共同試験を実施する者に対する支援を行う。また、これまでの取組で取得した国際共同試験のノウハウについて拠点間での展開を進め、拠点を通じた国際共同試験における体制強化に取り組む。このほか、治験審査委員会に係る国際水準の能力強化を図る。

(参考) 【令和3年度補正予算】

- 新興感染症の治療薬等に関する研究開発等の推進 (再掲) 145 億円
国立研究開発法人日本医療研究開発機構 (AMED) に対し開発資金を補助することで、新型コロナウイルス感染症の新たな治療薬等に関する研究開発を支援するとともに、今後流行し得る既知の新興感染症や、未知の感染症 (D i s e a s e X) に対し、迅速に応用可能な基盤技術を含めた治療薬・診断技術・感染予防管理等の研究開発を推進する。
また、治療薬・ワクチン等について、迅速に臨床研究・治験を立ち上げるための体制整備を進め、緊急時にも遅滞なく臨床研究・治験が実施可能な環境を構築する。
さらに、厚生労働科学研究による感染拡大防止や公衆衛生危機管理等に係る研究を推進する。

(4) アジア地域における臨床研究・治験ネットワークの充実及び薬事規制調和の推進
8.4億円(8.2億円)

日本主導の国際共同治験によってワクチン・治療薬等の開発を加速するため、アジア地域における臨床研究・治験ネットワークの整備及び薬事規制の調和を一層推進する。

① 臨床研究・治験ネットワークの充実 6.1億円(6.2億円)

「アジア医薬品・医療機器規制調和グランドデザイン」(令和元年6月20日健康・医療戦略推進本部決定)及び同実行戦略(令和2年7月14日同本部決定)に沿って整備を進めている「アジア地域における臨床研究・治験ネットワーク」について、体制基盤の継続性を確保しつつ、更なる拠点の整備を推進し、日本主導の国際共同臨床研究・治験の強化を図り、治療薬等の開発を加速する。

② 薬事規制調和の推進【一部新規】 2.2億円(2.0億円)

医薬品医療機器総合機構(PMDA)のアジア医薬品・医療機器トレーニングセンターが国内外で実施する海外規制担当者向けセミナーの拡充、アジア規制当局責任者で構成される「アジアネットワーク会合」の定期開催等を通じて、アジア諸国の薬事規制調和を推進し、国際共同治験の円滑な実施に資するとともに、同地域のユニバーサル・ヘルス・カバレッジ向上に貢献する。

4 研究開発体制の強化等

補正151億円、当初597億円(592億円)

(1) 日本医療研究開発機構(AMED)における新型コロナウイルスに関する研究を含めた研究開発支援 440億円(440億円)

世界最高水準の医療の提供に必要な医療分野の研究開発について、国立研究開発法人日本医療研究開発機構(AMED)を通じた基礎から実用化まで一貫した研究支援を行い、その成果を円滑に実用化する。

① 医薬品プロジェクト 182億円(182億円)

医療現場のニーズに応える医薬品を実用化するため、モダリティの特徴を考慮した新薬創出を目指す。特に、新たなテクノロジーや開発手法を活用した研究や、新規モダリティ医薬品の開発に資する研究を推進する。

② 医療機器・ヘルスケアプロジェクト 21億円(19億円)

診断・治療の高度化や、高齢者のQOL向上に加え、医療現場のニーズが大きい医療機器等に関する研究開発を行う。特に、デジタル化の進展(ハード・ソフトの融合、AI医療機器、データ利活用)を踏まえ、医療機器等の開発を強化する。

③ 再生・細胞医療・遺伝子治療プロジェクト 49億円（51億円）
再生・細胞医療の実用化に向け、創薬研究及び必要な基盤構築を行う。また、遺伝子治療については、遺伝子導入技術等に関する研究開発とともに、分野融合的な開発を推進する。特にiPS細胞や体性幹細胞等を用いた再生・細胞医療、遺伝子治療の実用化を目指す。

④ ゲノム・データ基盤プロジェクト 108億円（104億円）
健康人及び疾患のバイオバンク・コホート等の情報に加え、臨床研究等を行う際のコホート・レジストリ、臨床情報等を統合したデータ基盤を構築する。特に、がんや難病領域において「全ゲノム解析等実行計画ロードマップ2021」に基づいて、患者還元体制の構築等に向けた解析を進める。

⑤ 疾患基礎研究プロジェクト 62億円（67億円）
医療分野の研究開発への応用を目指し、様々な疾患を対象にした疾患メカニズムの解明等のための基礎的な研究開発を行う。特に、がんや生活習慣病に対する個別適切な治療法や病態解明等につながるシーズ探索のための研究を支援する。

⑥ シーズ開発・研究基盤プロジェクト 7.7億円（9.5億円）
アカデミアの組織・分野の枠を超えた研究体制を構築し、新規モダリティの創出に向けた画期的なシーズの創出・育成等の基礎的研究を行う。特に、臨床研究中核病院の特色を活かした革新的技術等の実用化促進や、新興・再興感染症等に対する臨床試験等実施基盤の構築を目指す。

(2) 厚生労働行政施策の推進に資する研究の促進 98億円（98億円）
厚生労働行政の各分野の政策立案、基準策定等のための基礎資料や科学的根拠を得るための研究及び各分野の政策の推進、評価に関する研究等を推進する。

医療データの利用拡大のための基盤整備、人工知能（AI）の社会実装、地球規模の保健課題解決に日本がリーダーシップを発揮するための戦略、次世代を含めた全ての人の健やかな生活習慣形成等、良質な介護予防サービスの提供や障害者支援を推進する地域づくりに取り組むとともに、食品の安全性確保、事業場における労働者の安全と健康の確保、医療安全対策、化学物質の安全対策、地域における健康危機管理、水道水や生活環境の安全対策、薬剤耐性対策等の推進などに必要な研究を推進する。

また、新型コロナウイルス感染症対策をはじめとする国民の生活を脅かす突発的な問題や社会的要請の強い諸問題について、緊急に行政による効果的な施策が必要な場合に、先駆的な研究を支援し、当該課題を解決するための新たな科学的基盤を得るとともに、その成果を集約し、行政施策に活用する取組を引き続き推進する。

(参考) 【令和3年度補正予算】

- 新興感染症の治療薬等に関する研究開発等の推進 (再掲) 145億円

国立研究開発法人日本医療研究開発機構 (AMED) に対し開発資金を補助することで、新型コロナウイルス感染症の新たな治療薬等に関する研究開発を支援するとともに、今後流行し得る既知の新興感染症や、未知の感染症 (Disease X) に対し、迅速に応用可能な基盤技術を含めた治療薬・診断技術・感染予防管理等の研究開発を推進する。

また、治療薬・ワクチン等について、迅速に臨床研究・治験を立ち上げるための体制整備を進め、緊急時にも遅滞なく臨床研究・治験が実施可能な環境を構築する。

さらに、厚生労働科学研究による感染拡大防止や公衆衛生危機管理等に係る研究を推進する。

(3) 国立感染症研究所における検査・疫学調査等の体制の確保

4. 3億円 (3. 8億円)

新型コロナウイルス感染症など感染症危機管理の体制を確保するため、国立感染症研究所における疫学情報等の集約や実地疫学専門家等の人材育成、検査体制に関する感染症指定医療機関等との連携、動物由来感染症リスク増大への対応等を進めるとともに、厚生労働省及び国立国際医療研究センターとの連携強化を行い、有事においても検査・疫学調査及び情報発信等を迅速・確実に実施できる体制を平時から構築する。

(4) 国立国際医療研究センターの体制強化や国立感染症研究所との連携強化

14億円 (12億円)

国立国際医療研究センターにおいて、国立感染症研究所と互いに連携・補完しつつ、新興・再興感染症に関する臨床研究を推進し、診断薬、治療薬、ワクチンの開発に迅速に取り組むとともに、総合的対策を遂行する体制の強化を図る。

(参考) 【令和3年度補正予算】

- 国立感染症研究所等の体制強化 14億円

国立感染症研究所や国立国際医療研究センターの機能・体制強化を図るため、検査機器の拡充や庁舎等の整備を行う。

(5) 医薬基盤・健康・栄養研究所の研究開発の促進【一部新規】

40億円(38億円)

医薬基盤・健康・栄養研究所において、医薬品及び医療機器等の開発に資する共通的な研究を通じて、医薬品等技術の向上のための基盤の整備を図り、医療上の必要性が高い希少疾病用医薬品等の開発の振興等の業務を行うとともに、国民の健康・栄養に関する調査・研究を推進する。

創薬ターゲット探索研究、食生活や運動に関する研究及び生活習慣と細菌叢との関連研究による膨大な健康・医療情報について、主に生活習慣病に関する健康状態の把握と疾患の発症・重症化の要因をAIにより探索するとともに、新興・再興感染症への即時対応を可能とする革新的抗体技術の研究開発、ワクチンなどの新規モダリティの開発から評価まで一貫して行うための基盤整備、難病情報に関する機械学習・患者層別化・トランスゲノミクス解析等を行う。

5 医薬品・医療機器等の開発促進等

補正72百万円、当初108億円(109億円)

(1) クリニカル・イノベーション・ネットワーク構想の推進 77億円(78億円)

リアルワールドデータ(※)を活用した効率的な臨床研究・治験を推進するため、MID-NETにおけるデータの標準化・品質管理の知見を活かしつつ、医薬品・医療機器の研究開発拠点である臨床研究中核病院における診療情報の標準化・品質管理を進める。

リアルワールドデータの1つである全国の疾患登録システム(レジストリ)に関する情報を公開しつつ、レジストリに関する相談対応等を行い、ニーズに応じたレジストリの改修を支援し、レジストリ情報の質の向上や利活用促進を図ることにより、「クリニカル・イノベーション・ネットワーク」(CIN)構想を一層推進する。

※ リアルワールドデータ：臨床研究、治験等の研究の枠組み以外で得られた実臨床データ

(2) 医療現場のニーズを踏まえた国産医療機器開発支援体制の整備

1.9億円(1.9億円)

医療現場のニーズに基づいて医療機器を開発できる企業の人材を育成し、国産の医療機器開発を促進するため、全国の医療機関における人材育成拠点の整備を支援するとともに、拠点間の横の連携を強化する。

(3) バイオ医薬品の製造・開発を担う人材の育成とバイオシミラーの普及
44百万円(44百万円)

国内に不足しているバイオ医薬品の製造・開発を担う人材を育成するとともに医療従事者や国民に向けて、バイオシミラーについての正しい理解を普及する。

(4) 臨床研究の実施環境等の整備 4.7億円(5.4億円)

① 臨床研究法等施行状況調査事業 1.6億円(1.6億円)

平成30年4月に施行された臨床研究法の施行後の円滑な運用を図るため、引き続き施行状況等を調査し、必要な措置を講じるとともに、法附則による施行5年後の法見直しに向けて、臨床研究を取り巻く状況の変化等の実態を調査し、必要に応じて法改正に向けた検討等の準備を行う。

② 臨床研究総合促進事業 3.1億円(3.8億円)

臨床研究中核病院と共に研究を実施する研究機関の能力向上を図り、日本全体の臨床研究実施環境を向上させるため、臨床研究中核病院以外の研究機関等に対する本事業で整備したカリキュラム等を用いた研修の実施を支援し、内容の充実と質の向上を図っていく。また、認定臨床研究審査委員会間で相互評価を行う仕組みの導入等新たな取組を通じ、質の高い臨床研究実施環境の整備を促進する。

(参考) 【令和3年度補正予算】

- 保健医療分野のデータ連携基盤の整備の推進 2.9億円
国民や患者の治験に対する理解を深め参加を促進するため、臨床研究データベースシステム(jRCT)への治験・臨床研究の情報集約に必要なシステム改修等を行う。
また、保健医療福祉分野の公開鍵基盤(HPKI)の普及・啓発、体制整備を進める。

(5) プログラム医療機器の実用化促進のためのパッケージ戦略の実施【一部新規】
36百万円(29百万円)

AI・モバイル用アプリケーション等の最先端の医療機器の実用化促進のため、PMDAや国立医薬品食品衛生研究所と連携し、プログラム医療機器実用化促進パッケージ戦略(DASH for SaMD)の着実な実施を図る。

(6) 医療系ベンチャーの振興 21億円(21億円)

医療系ベンチャーが抱える課題に対して、研究開発、知財、薬事・保険、経営管理、国際展開等、豊富な知見を有する国内外の人材(サポート人材)により総合的な支援を行うとともに、知財や市場性に関する調査等を行い、事業戦略づくりを支援等する。

第2 地域包括ケアシステムの構築等に向けた安心で質の高い医療・介護サービスの提供

団塊の世代が75歳以上となり、医療・介護等の需要の急増が予想される2025年、さらにその先を見据えた課題解決に向け、地域医療構想の実現に向けた取組や医師偏在対策、医療従事者働き方改革、認知症施策等による医療・介護サービスの提供体制の構築を進めるとともに、医療等分野におけるデータ利活用等を推進することにより、地域包括ケアシステムの構築等に向けた安心で質の高い医療・介護サービスの提供を実現する。

1 質が高く効率的な医療提供体制の確保

補正50億円、当初1,728億円(1,862億円)

(1) 地域医療構想の推進 756億円(856億円)

① 地域医療構想の実現に向けた地域医療介護総合確保基金による支援

751億円(851億円)

将来を見据えた地域医療構想の実現に向け、病床の機能分化・連携等に関する取組を進めるため、令和3年度に新たに位置付けた「病床機能再編支援事業」をはじめ、引き続き、地域医療介護総合確保基金による支援を行う。

また、勤務医の働き方改革を推進するため、勤務環境改善に取り組む医療機関に対し、地域医療介護総合確保基金による支援を行う。

② 重点支援区域等に対する支援の充実・強化等 5.4億円(4.8億円)

地域医療構想の実現に向け、医師の働き方改革や感染症対策の視点も踏まえつつ、病床の機能分化・連携の取組を推進するため、重点支援区域を拡充し、国による助言や集中的な支援を行うとともに、地域医療構想アドバイザーの養成等の取組を進める。

また、病床機能の分化・連携の促進に向けた病床機能報告を引き続き実施するほか、外来機能の明確化・連携の取組に向け、新たに外来機能報告を実施する。

(2) 医師偏在対策の推進 14億円(20億円)

地域において幅広い領域の疾患等を総合的に診ることができる総合診療医を養成・確保するための拠点を整備し、一貫した指導体制のもと、医学教育から卒後の専門研修以降のキャリア支援まで継続的に行うこと等により、医師の地域偏在、診療科偏在の解消を一層促進する。

(3) 医療従事者働き方改革の推進

38億円(43億円)

① 勤務医の労働時間短縮の推進

751億円の内数(851億円の内数)

勤務医の働き方改革を推進するため、地域医療において特別な役割があり、かつ過酷な勤務環境となっていると都道府県知事が認める医療機関を対象とし、医師の労働時間短縮に向けた総合的な取組に対して地域医療介護総合確保基金により助成を行う。

② 医療機関を対象とした働き方改革好事例展開

7百万円(10百万円)

医療機関におけるタスク・シフティングやタスク・シェアリング等の勤務環境改善や労働時間短縮に係る先進的な取組を収集し、その好事例を全国に共有するとともに、普及の促進を図るため、好事例を実施している医療機関による講演等を行う。

③ 勤務医等を対象とした働き方改革周知・啓発【新規】

10百万円

医師の働き方改革に関する理解が深まるよう多忙な勤務医等がオンデマンドで医師の働き方改革の趣旨等を学ぶことができるeラーニングコンテンツ等を作成し、ホームページ等に掲載する。また、勤務医を対象とした働き方改革に関するセミナーを開催し、参加者間で意見交換をするなどして、意識の醸成を図る。

④ 組織マネジメント改革の推進

9.3億円(8.0億円)

ア 病院長等を対象としたマネジメント研修

40百万円(42百万円)

医師の働き方改革の推進に向け、病院長の意識改革や勤務環境・処遇などの労務管理に関するマネジメント能力の向上を図るため、病院長等向けの研修を実施する。

イ 「医療勤務環境改善支援センター」による医療機関への支援

8.9億円(7.6億円)

「医療勤務環境改善支援センター」において、医療従事者の働き方改革に向けて、労務管理等の専門家による医療機関の支援等を行う。

⑤ 医師の働き方改革にかかる地域医療への影響等に関する調査【新規】

80百万円

令和6年度からの医師の時間外労働上限規制の適用に向けて、医師の労働時間短縮の状況を把握するとともに、医師の需給推計を定期的実施するため、医師の勤務実態を詳細に把握するための調査を実施する。また、医師の時間外労働上限規制の適用による大学病院から関連病院への医師派遣への影響等について調査を実施する。

- ⑥ タスク・シフティングに向けた人材確保 7. 2億円（7. 1億円）
- ア 特定行為に係る看護師の研修制度の推進 7. 1億円（7. 0億円）
- 「特定行為に係る看護師の研修制度」（平成27年10月1日施行）の円滑な実施及び研修修了者の養成を促進するため、研修を実施する指定研修機関の設置準備や運営に必要な経費を支援するとともに、研修の指導者を育成するための支援等を行う。
- また、効率的に修了者を養成するための研修方法等について、指定研修機関における取組を検証するために必要な費用を支援する。
- イ 医師事務作業補助者・看護補助者の確保・定着支援 10百万円（10百万円）
- 医師・看護師等の医療専門職から医師事務作業補助者や看護補助者等の医療専門職支援人材へのタスク・シフティングの推進を図るため、医療専門職支援人材の業務内容や魅力の紹介を行うとともに、定着支援に資する研修プログラムの開発や医療機関向けの研修の実施を行う。
- ⑦ 女性医療職等のキャリア支援 1. 9億円（1. 9億円）
- 令和6年度からの医師の時間外労働上限規制の適用に向けて、医師の働き方改革を進め、出産・子育てを契機とした離職を防止するためには、産休・育休後の復職支援体制、復職後の多様なキャリアパスの設定などの環境整備に加え、女性だけでなく男性の育休取得も含めた医療機関内の意識改革を進めることが重要である。女性医師を始めとした医療職のキャリア支援を行う医療機関を普及させるため、中核的な役割を担う拠点医療機関の構築に向けた支援を行う。
- ⑧ 地域医療介護総合確保基金による病院内保育所への支援 751億円の内数（851億円の内数）
- 女性医療従事者等の離職防止や再就業を促進するため、病院内保育所の運営や整備に対する支援を行う。
- ⑨ 上手な医療機関へのかかり方の国民への周知啓発 2. 2億円（2. 2億円）
- 上手な医療のかかり方について国民への周知・啓発及び理解を促すためのウェブサイト整備や、医療関係者、企業、行政等関係者が一体となって国民運動を広く展開するためのイベントの開催等を行う。

- ⑩ ICT等を活用した生産性向上の推進 11億円（16億円）
- ア 遠隔ICU体制の整備促進 2.0億円（5.5億円）
 ICT等を活用し、集中治療を専門とする経験豊富な医師が、他の医療機関の患者を遠隔で集中的にモニタリングし、若手医師等に対し適切な助言等を行う体制を整備するため、必要な支援を行う。
- イ 保健医療情報を医療機関等で確認できる仕組みの推進（後掲）
 5.9億円（4.5億円）

（４）住み慣れた地域で適切な医療サービス等が受けられる体制整備

194億円（214億円）

- ① 救急医療体制の充実等【一部新規】 83億円（87億円）
 救急医療体制の整備を図るため、重篤な救急患者を24時間体制で受け入れる救命救急センターなどへの財政支援を行う。
 また、地域において必要な救急医療が適時適切に提供できる体制の構築を目指し、早期の治療開始、迅速な搬送を可能とするドクターヘリの運航に必要な経費の支援を拡充するとともに、ドクターヘリによる診療の効果検証を行うため、ドクターヘリの症例データの収集等を行う。
 さらに、ドクターカーの活用促進に向け、現在の運用状況を把握しつつ、適正な出勤基準など効率的・効果的な運用方法等について検討を行う。

② 災害医療体制の充実【一部新規】（一部後掲）

17億円（34億円）

今後、発生が想定される南海トラフ地震や首都直下型地震等の大規模災害の発生等に備えて、災害拠点病院等や災害等のリスクの高い地域に所在する医療機関の施設整備に対する支援等を行うとともに、BCPの策定促進に向け、研修の開催回数拡大や、在宅医療機関へのきめ細かな支援を行うなど、医療機関における体制強化に対する支援を行う。

また、大規模災害時に円滑かつ迅速に医薬品を提供できるよう、地域における連携体制構築のための研修を実施する。

- ③ 潜在看護師の復職支援等による人材確保【新規】 33百万円
 デジタル改革関連法において、令和6年度中に看護職の資質の向上や就業促進のためにマイナンバー制度を活用した人材活用システムの構築を実施することとされていることから、この取組を推進するために必要な調査等を実施する。

- ④ 小児・周産期医療体制の確保 7.3億円（11億円）
地域で安心して産み育てることのできる医療提供体制の確保を図るため、総合周産期母子医療センターやそれを支える地域周産期母子医療センターの新生児集中治療室（NICU）、母体・胎児集中治療室（MFICU）等へ必要な支援を行う。
また、分娩取扱施設が少ない地域を対象に、施設・設備整備及び産科医・産婦人科医の派遣に必要な経費を支援する。
- ⑤ へき地保健医療対策の推進 80億円（78億円）
無医地区等のへき地に居住する住民に対する医療提供体制の確保を図るため、へき地診療所や巡回診療等を行うへき地医療拠点病院への支援を行うとともに、無医地区等から高度・専門医療機関を有する都市部の医療機関へ患者を長距離輸送する航空機（メディカルジェット）の運航等に必要な経費を支援する。
- ⑥ 歯科保健医療提供体制の整備 4.6億円（2.1億円）
「歯科保健医療ビジョン」や新型コロナウイルス感染症への対応等も踏まえた各地域での施策が実効的に進められるよう、歯科保健医療提供体制の構築に向けて取り組む。
また、歯科専門職間の連携を進め、より質の高い歯科医療を提供する観点から、歯科衛生士・歯科技工士を確保するため、離職防止・復職支援のために必要な経費を支援する。
- ⑦ 在宅医療の推進【一部新規】 43百万円（28百万円）
地域包括ケアシステムを支える在宅医療を推進するため、在宅医療・訪問看護に係る専門知識や経験を豊富に備え、地域の人材育成を推進することができる講師を養成する。
- ⑧ 人生の最終段階における医療・ケアの体制整備 1.3億円（1.2億円）
人生の最終段階における医療・ケアを受ける本人や家族等の相談に適切に対応できる医師、看護師等の育成に加え、人生会議（※）を普及・啓発するため、国民向けイベントを行うなど、人生の最終段階を穏やかに過ごすことができる環境整備を更に推進する。
また、第8次医療計画の策定に向け、人生の最終段階における医療・ケアに関する国民の意識を調査する。

※ 人生会議：人生の最終段階で希望する医療やケアについて前もって考え、家族等や医療・ケアチームと繰り返し話し合い、共有する取組。ACP（Advance Care Planning）の愛称。

(参考) 【令和3年度補正予算】

- 保健医療分野のデータ連携基盤の整備の推進 (再掲) 2.9億円
国民や患者の治験に対する理解を深め参加を促進するため、臨床研究データベースシステム(jRCT)への治験・臨床研究の情報集約に必要なシステム改修等を行う。
また、保健医療福祉分野の公開鍵基盤(HPKI)の普及・啓発、体制整備を進める。
- 医療施設等の耐災害性強化等 3.1億円
医療施設等の災害復旧や、耐災害性強化対策を推進するための耐震化整備、浸水対策、非常用自家発電設備の設置等及び「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づく倒壊の危険性のあるブロック塀の改修等について支援を行う。

(5) 薬剤師の資質向上に向けた研修の推進【新規】 2.5百万円

医療の高度化・複雑化や少子高齢社会の進展など、薬剤師を取り巻く様々な環境の変化を踏まえ、がん患者や小児・妊産婦等に対する薬物療法といった専門性の高い薬学的管理・指導を実施するための研修や、薬剤師・薬局業務へのICT技術の導入等の新たな社会ニーズの高まりに対応するための研修を推進し、更なる薬剤師の資質の向上を図る。

(6) 死因究明等の推進【一部新規】 2.5億円(2.3億円)

令和3年6月に閣議決定した死因究明等推進計画に基づき、行政解剖や死亡時画像診断等の検査を実施するために必要な経費の支援、検案する医師の資質向上など、必要な施策を講じる。

また、各都道府県において、死因究明に中核的な役割を果たす医療機関、大学等が円滑に解剖や薬毒物・感染症等の検査等を行うための拠点整備を支援し、全国展開するためのモデルを構築する。

(7) 医療安全の推進 1.1億円(1.0億円)

医療の安全を確保するため、医療事故調査結果を収集・分析し、再発防止のための普及啓発等を行う医療事故調査制度の取組を推進するために、引き続き医療事故調査・支援センターの運営に必要な経費等を支援する。

(8) 国民への情報提供の適正化の推進 5.5百万円(5.5百万円)

医療機関のウェブサイトを通じた情報提供の適正化のため、虚偽又は誇大等の不適切な内容を禁止することを含めた医療法改正を踏まえ、引き続きネットパトロールによる監視事業を実施し、医業等に係る情報提供の適正化を推進する。

(9) 医療の国際展開 23億円(24億円)

① 医療の国際展開の推進【一部新規】 12億円(13億円)

経済安全保障の観点からも重要となる感染症分野をはじめとした医薬品・医療機器に係る技術を保持していくため、国連機関等が実施する国際公共調達への日本企業の参入を支援する。諸外国の医療従事者に対する我が国の医療制度や技術を基にした人材育成事業を通じ、世界の医療水準の向上に貢献しつつ、我が国の医療に対する信頼の醸成を図ること等により、医療の国際展開を推進する。

② 外国人患者の受入環境の整備 11億円(11億円)

医療機関における多言語コミュニケーション対応支援や、地方自治体における医療機関等からの相談にワンストップで対応するための体制整備支援などの取組を通じ、外国人患者が安心して医療を受けられる環境の整備を進める。

(10) 後発医薬品の使用促進 2.6億円(2.6億円)

患者や医療関係者が安心して後発医薬品を使用することができるよう、安定供給や品質の更なる信頼性の確保、情報提供の充実や普及啓発等による環境整備などの取組状況のモニタリング等を引き続き実施する。

2 安心で質の高い介護サービスの確保

補正118億円、当初3兆5,427億円(3兆4,325億円)

(1) 介護保険制度による介護サービスの確保

3兆4,243億円(3兆3,121億円)

① 介護保険制度による介護サービスの確保

3兆1,515億円(3兆393億円)

地域包括ケアシステムの実現に向け、介護を必要とする高齢者の増加に伴い、在宅サービス、施設サービス等の提供に必要な経費を確保する。

② 地域支援事業の推進

1,928億円(1,942億円)

地域包括ケアシステムの実現に向けて、高齢者の社会参加・介護予防に向けた取組、配食・見守り等の生活支援体制の整備、在宅生活を支える医療と介護の連携及び認知症への支援等を一体的に推進する。

ア 介護予防・日常生活支援総合事業等の推進

1,661億円（1,675億円）

要支援者等の支援について、介護サービス事業所のほか、NPO、協同組合、社会福祉法人、ボランティア等の多様な主体による地域の支え合い体制を構築するとともに、住民主体の活動を通じた高齢者の社会参加・介護予防の取組等を推進する。

イ 包括的支援事業の推進

267億円（267億円）

（ア）認知症施策の推進【一部新規】

認知症初期集中支援チームの関与による認知症の早期診断・早期対応や認知症地域支援推進員による相談対応、認知症の人やその家族の支援ニーズに応える認知症サポーターの活動（チームオレンジ）などを推進するほか、新たに認知症の人と家族を一体的に支援するプログラムを提供するための事業に対して補助を行うなど、認知症高齢者等にやさしい地域づくりを推進する。

（イ）生活支援の充実・強化

生活支援コーディネーターの配置や協議体の設置のほか、高齢者の就労的活動をコーディネートする人材の配置等により、高齢者の社会参加及び生活支援の充実を推進する。

（ウ）在宅医療・介護連携の推進

地域の医療・介護関係者による会議の開催、在宅医療・介護関係者の研修等を行い、在宅医療と介護サービスを一体的に提供する体制の構築を推進する。

（エ）地域ケア会議の開催

地域包括支援センター等において、多職種協働による個別事例の検討等を行い、地域のネットワーク構築や地域課題の把握等を推進する。

③ 介護保険の第1号保険料の低所得者軽減措置

786億円（786億円）

介護保険の第1号保険料について、給付費の5割の公費とは別枠で公費を投入し、低所得の高齢者の保険料の軽減を行う。

（参考）【令和3年度補正予算】

○ 国民健康保険・介護保険等への財政支援

273億円

新型コロナウイルス感染症の影響により一定程度収入が下がった被保険者に対して、国民健康保険料・介護保険料等の減免を行った市町村等に財政支援を行う。

また、新型コロナウイルス感染症の影響で財政運営が極めて困難となった健康保険組合に対し財政支援を行う。

(2) 介護の受け皿整備、介護人材の確保 1,091億円(1,092億円)

① 地域医療介護総合確保基金(介護分)の実施 549億円(549億円)
各都道府県に設置された地域医療介護総合確保基金を活用し、介護施設等の整備を進めるほか、介護人材の確保に向けて必要な事業を支援する。

ア 介護施設等の整備に関する事業(一部再掲) 412億円(412億円)
地域密着型特別養護老人ホーム等の地域密着型サービス施設の整備費等や、一定の条件の下で災害レッドゾーンに立地する老朽化等した広域型施設の移転費への助成を行う。また、介護付きホームの施設整備費(定員29人以下)と定期借地権設定のための一時金支援の対象都道府県の拡大を行う。

イ 総合的・計画的な介護人材確保の推進【一部新規】(一部再掲) 137億円(137億円)
地域の実情に応じた総合的・計画的な介護人材確保対策を推進するため、介護人材の「参入促進」、「労働環境・処遇の改善」、「資質の向上」を図るための多様な取組を支援する。令和4年度は、ICT導入支援の拡充や共生型サービスの普及啓発等を支援する。

② 介護施設等における防災・減災対策の推進(一部再掲) 12億円(12億円)
介護施設等における防災・減災対策を推進するため、地域密着型サービス施設等へのスプリンクラー設備等の整備、耐震化改修・大規模修繕等や、介護施設等(広域型を含む)の非常用自家発電設備及び給水設備の整備、水害対策に伴う改修等、倒壊の危険性のあるブロック塀等の改修に必要な経費について支援を行う。

③ 介護分野における生産性向上の推進 9.3億円(7.3億円)
ア 介護事業所における生産性向上推進事業等【一部新規】 4.3億円(2.3億円)
セミナーを通じた好事例の展開を図るとともに、事業所の評価指標等に関する調査・研究等を行う。

イ 介護ロボット開発等加速化事業 5.0億円(5.0億円)
介護現場の生産性向上に資するよう、介護ロボット等の開発等を促進するため、ニーズ側・シーズ側の一元的な相談窓口、開発実証のアドバイス等を行うリビングラボ等からなる介護ロボットの開発・実証・普及のプラットフォーム構築に取り組む。

- ④ 介護職員の処遇改善の促進（一部再掲） 508億円（508億円）
新しい経済政策パッケージに基づく介護職員等特定処遇改善加算により、介護人材確保のための取組をより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進める。
また、介護職員処遇改善加算の新規取得やより上位区分の取得、介護職員等特定処遇改善加算の取得に向けて、国・自治体が事業所へ専門的な相談員（社会保険労務士など）を派遣し、個別の助言・指導等による支援を行う。
- ⑤ 介護の仕事の魅力等に関する情報発信 3.6億円（5.6億円）
地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）137億円の内数（137億円の内数）
民間事業者によるイベントやテレビ、新聞、SNS等のメディアを通じた全国的な情報発信を行うとともに、地域医療介護総合確保基金を活用し、地域の社会資源や人口構成等の実情に応じた「介護のしごと」の魅力発信の取組を行うことにより、多様な人材の参入促進・定着を図る。
- ⑥ 介護助手等の普及を通じた多様な就労の促進【新規】
生活困窮者就労準備支援事業費等補助金386億円の内数
地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）137億円の内数
都道府県福祉人材センターに「介護助手等普及推進員（仮称）」を配置し、市町村社会福祉協議会等を巡回することにより、介護助手等の希望者の掘り起こしを行う。あわせて、介護事業所に対し、介護助手等の導入のための業務改善にかかる助言や求人開拓等を行うことにより、介護の周辺業務を担う人材の確保を促進する。
- ⑦ 外国人介護人材の受入環境の整備 8.3億円（9.5億円）
「特定技能」の活用促進等により、今後増加が見込まれる外国人介護人材が国内の介護現場で円滑に就労・定着できるよう、日本語学習の支援や介護技能の向上のための研修、介護業務の悩み等に関する相談支援、外国人介護人材受入れ促進のための海外へのPR、特定技能制度の介護技能評価試験等の実施による受入環境の整備を推進する。

(参考) 【令和3年度補正予算】

- 介護ロボット開発等の加速化支援 3.9億円
介護ロボットの開発・実証・普及のプラットフォームの機能拡充等により、介護ロボット開発等の加速化を支援し、生産性向上等を通じた安全・安心な介護サービスの提供等を推進する。
- 自治体等における介護・障害福祉分野等のシステム標準化等の推進 4.1億円
介護保険関係業務や障害福祉関係業務等について、自治体等における業務プロセスや情報システムの標準化等を推進するとともに、マイナンバー連携等を推進し、業務の効率化や利用者の利便性向上を図る。
- 介護福祉士修学資金等貸付事業による人材の確保 9.3億円
介護福祉士資格の取得を目指す者等に対する修学資金等の貸付原資の積み増しを行い、介護・障害福祉人材の確保・定着を促進する。
- 社会福祉施設等の耐災害性強化等 24.1億円
児童福祉施設や障害者支援施設、介護施設等の災害復旧や、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づく耐震化整備、非常用自家発電設備の設置、浸水対策等について支援を行う。

- (3) 地域包括ケア、自立支援・重度化防止の推進 41.3億円(40.8億円)
- ① 保険者機能の強化 40.4億円(40.3億円)
 - ア 保険者の予防・健康づくり等の取組強化 40.0億円(40.0億円)
高齢者の自立支援・重度化防止等に関する市町村や都道府県の取組を強化するため、交付金により介護予防等に資する取組を強力に推進する。
 - イ 介護・医療関連情報の「見える化」の推進 3.0億円(2.9億円)
地域包括ケア「見える化」システムのデータ拡充や機能追加を行い、市町村等が客観的かつ容易に全国・都道府県・市町村・日常生活圏域別の特徴や課題、地域差、取組等を把握・分析できる行う体制を構築する。
 - ウ 高齢者の自立支援・重度化防止、介護予防の横展開 5.2百万円(5.2百万円)
保険者において自立支援等の取組を着実に実施するため、都道府県等への研修会や普及啓発等を行う。
 - ② 科学的介護の実現に資する取組の推進(後掲) 8.4億円(4.7億円)
自立支援等の効果が裏付けられた介護を実現するため、必要なデータ収集・分析を行うデータベースの機能改修等を行うとともに、現場でのPDCAサイクルを推進するために必要な好事例の収集等を行う。

③ 地域づくりの加速化のための市町村に対する伴走的支援等の実施【新規】

75百万円

地域包括ケアを全国で推進するため、市町村の地域づくり促進のための支援パッケージを活用し、有識者による研修実施や、総合事業等に課題を抱える市町村等への伴走的支援を行う。

(4) 認知症施策推進大綱に基づく施策の推進 127億円(125億円)

認知症施策推進大綱(令和元年6月18日認知症施策推進関係閣僚会議決定)に基づき、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望をもって日常生活を過ごせる社会を目指し、「共生」と「予防」を両輪とした施策を推進する。

① 認知症に係る地域支援事業の推進(再掲) 86億円(86億円)

② 認知症施策の総合的な取組 29億円(28億円)

ア 認知症高齢者等にやさしい地域づくりの推進 9.0億円(9.0億円)

認知症施策推進大綱に基づき、認知症の人本人によるピア活動の促進や認知症の人本人が集う取組の普及、若年性認知症の人への支援、地域での見守り体制の確立など、認知症高齢者等にやさしい地域づくりを推進する。

イ 認知症疾患医療センターの整備促進・診断後等支援機能の強化

13億円(13億円)

認知症疾患に関する鑑別診断、認知症の行動・心理症状と身体合併症に対する急性期治療、専門医療相談等を実施する認知症疾患医療センターを整備する。また、診断後や症状増悪時の、認知症の人やその家族への相談支援を強化する。

ウ 認知症理解のための普及啓発等 40百万円(40百万円)

認知症の人本人の視点に立って認知症への社会の理解を深めるための広報・啓発を集中的に実施する。また、日本認知症官民協議会の開催・運営を通じて、認知症バリアフリーの推進に向けて官民の連携を強化するとともに、社会全体の認知症に関する取組の強化を図る。

エ 成年後見制度の利用促進【一部新規】(後掲) 6.4億円(5.9億円)

③ 認知症研究の推進【一部新規】(再掲) 12億円(12億円)

認知症施策推進大綱に基づき、予防のエビデンス収集や病態解明、認知症診断に資するバイオマーカー研究やゲノム研究、治療薬の開発等を推進する。

(5) 生涯現役社会の実現に向けた環境整備等 27億円(28億円)

住民主体の共生の居場所づくりや農福連携の取組など、高齢者の社会参加に資する活動への支援や、老人クラブへの支援等を行う。

(6) 適切な介護サービス提供に向けた各種取組【一部新規】

119億円(144億円)

福祉用具の平均貸与価格等の公表、集合住宅等の高齢者に対してサービスを提供する事業所への重点的な実地指導強化など、適切な介護サービス提供に向けた各種取組を行う。

3 医療等分野におけるデータ利活用の推進等

補正136億円、当初1,034億円(415億円)

(1) 医療等分野におけるICTの利活用の促進等(後掲)

748億円(118億円)

① 医療保険分野における番号制度の利活用推進

2.8億円(108億円)

医療保険のオンライン資格確認等システム導入の周知広報等に関する必要な経費を確保する。

② 医療等分野における識別子の導入

56百万円(1.0億円)

被保険者番号の履歴情報を活用し、公的データベースにおける医療・介護情報の正確な連結に必要な識別子等を、安全性を担保しつつ提供できるようにするための仕組みの運用に必要な経費を確保する。

③ 保健医療情報を医療機関等で確認できる仕組みの推進

5.9億円(4.5億円)

データヘルス改革に関する工程を踏まえ、今後のオンライン資格確認等システムにおける情報項目のさらなる拡充に向け、必要な実証事業等を行う。

④ データヘルス分析関連サービスの構築に向けた整備 1.0億円(3.7億円)

レセプト情報・特定健診等情報データベース(NDB)や介護保険総合データベースなど健康・医療・介護情報を連結・解析する環境を整備・拡充し、研究者や民間事業者など幅広い主体への提供等を行う。

⑤ 医療情報化支援基金による支援【新規】

735億円

オンライン資格確認及び電子処方箋の導入に向けた医療機関・薬局のシステム整備の支援を行う。

(参考) 【令和3年度補正予算】

- 審査支払システム等のICT化の推進 131億円
診療報酬の審査支払等を行うための国保総合システムについて、社会保険診療報酬支払基金との審査基準の統一化等、整合的かつ効率的な運用に向けたシステム整備への支援を行う。
また、訪問看護レセプト請求の電子化に向けたシステム整備や、障害自立支援給付審査支払システム等の審査機能等の強化に向けた改修への支援等を行う。
- 救急等における保健医療情報の利活用、オンライン資格確認の推進 21億円
特定健診データや薬剤情報等の保健医療情報を医療機関等で確認できる仕組みを拡大し、患者本人の意思確認ができない等の救急時の情報閲覧に対応するとともに、アレルギー情報等、閲覧の対象となる情報の追加に向け必要なシステム改修を行う。
あわせて、オンライン資格確認の推進に向けたシステム整備の支援等を行う。

(2) 全ゲノム解析等実行計画の確実な推進 4. 1億円(1.6億円)

全ゲノム解析等実行計画の更なる加速・具体化に向け、がん・難病患者の全ゲノムの解析等結果と付随する臨床情報等を収集するとともに、個別化医療の向上のための研究を行う。また、アカデミアや企業等の産業利用も視野に入れて、知財のあり方や公平公正かつ円滑な利活用のあり方など、解析等結果と臨床情報等のデータ利活用体制を検討する。

(参考) 【令和3年度補正予算】

- 全ゲノム解析等の確実な推進 24億円
がんや難病の全ゲノム解析等の成果をより早期に患者に還元すること等を目指し、全ゲノム解析等実行計画及びロードマップ2021に基づき、全ゲノム解析等の結果と付随する臨床情報等の収集を行うとともに、患者還元体制の構築等の研究を実施する。

4 安定的で持続可能な医療保険制度の運営確保

補正273億円、当初12兆2,046億円(12兆1,532億円)

(1) 各医療保険制度などに関する医療費国庫負担

11兆8,076億円(11兆7,607億円)

各医療保険制度などに関する医療費国庫負担に要する経費を確保し、その円滑な実施を図る。

☆診療報酬・薬価改定への対応

(1) 診療報酬+0.43%

※1 うち、※2～5を除く改定分 +0.23%

各科改定率	医科	+0.26%
	歯科	+0.29%
	調剤	+0.08%

※2 うち、看護の処遇改善のための特例的な対応 +0.20%

※3 うち、リフィル処方箋（反復利用できる処方箋）の導入・活用促進による効率化 ▲0.10%

（症状が安定している患者について、医師の処方により、医療機関に行かずとも、医師及び薬剤師の適切な連携の下、一定期間内に処方箋を反復利用できる、分割調剤とは異なる実効的な方策を導入することにより、再診の効率化につなげ、その効果について検証を行う）

※4 うち、不妊治療の保険適用のための特例的な対応 +0.20%

※5 うち、小児の感染防止対策に係る加算措置（医科分）の期限到来 ▲0.10%
なお、歯科・調剤分については、感染防止等の必要な対応に充てるものとする。

(2) 薬価等

① 薬価 ▲1.35%

※1 うち、実勢価等改定 ▲1.44%

※2 うち、不妊治療の保険適用のための特例的な対応 +0.09%

② 材料価格 ▲0.02%

(2) 国民健康保険への財政支援（一部再掲） 3,145億円（3,104億円）

保険料の軽減対象となる低所得者数に応じた保険者への財政支援の拡充や保険者努力支援制度等を引き続き実施するために必要な経費を確保する。

また、令和4年度から実施する子どもに係る保険料の均等割額の減額措置に必要な経費を確保する。

(3) 被用者保険への財政支援 825億円（820億円）

拠出金負担の重い被用者保険者の負担の軽減及び短時間労働者の適用拡大に係る財政支援に必要な経費を確保する。

（参考）【令和3年度補正予算】

○ 国民健康保険・介護保険等への財政支援（再掲） 273億円

新型コロナウイルス感染症の影響により一定程度収入が下がった被保険者に対して、国民健康保険料・介護保険料等の減免を行った市町村等に財政支援を行う。

また、新型コロナウイルス感染症の影響で財政運営が極めて困難となった健康保険組合に対し財政支援を行う。

第3 健康で安全な生活の確保

人生100年時代の安心の基盤となる健康寿命の延伸に向け、予防・重症化予防・健康づくりに係る取組を推進するとともに、がん・肝炎・難病などの各種疾病対策、風しん・新型インフルエンザ等の感染症対策などを推進する。また、医薬品等に関する安全・信頼性の確保、薬物乱用対策、輸入食品などの食品の安全対策、強靱・安全・持続可能な水道の構築などを推進する。

1 健康増進対策や予防・健康管理の推進

補正5.9億円、当初1,616億円(1,619億円)

(1) 健康寿命延伸に向けた予防・重症化予防・健康づくり等

1,489億円(1,493億円)

① 保険者のインセンティブ強化(国保・保険者努力支援制度)

1,412億円(1,412億円)

公的保険制度における疾病予防・重症化予防の取組を強化するため、保険者努力支援制度(国民健康保険)について、引き続き、配点のメリハリを強化するなどの適切な指標の見直しにより、予防・重症化予防・健康づくり等に関する取組を強力に推進する。

② データヘルス(医療保険者によるデータ分析に基づく保健事業)の効果的な実施の推進

8.7億円(8.6億円)

ア レセプト・健診情報等の分析に基づいた保健事業等の推進

7.9億円(7.4億円)

医療保険者による第2期データヘルス計画に基づく予防・健康づくりの取組を推進するため、加入者への意識づけや、予防・健康づくりへのインセンティブの取組、生活習慣病の重症化予防等を推進するとともに、保険者による先進的なデータヘルスの実施を支援し、全国展開を図る。

イ 保険者協議会における保健事業の効果的な実施への支援

80百万円(80百万円)

住民の健康増進と医療費適正化について、都道府県単位で医療保険者等が共通認識を持って取組を進めるよう、都道府県単位で設置される保険者協議会に対して、都道府県内の医療費の調査分析など保険者のデータヘルス事業等の効果的な取組を広げるための支援を行う。

- ③ 先進事業等の好事例の横展開等 20億円(20億円)
- ア 糖尿病性腎症患者等の重症化予防の取組への支援 52百万円(50百万円)
- 糖尿病性腎症の患者等であって、生活習慣の改善により重症化の予防が期待される者に対して医療保険者が実施する、医療機関と連携した保健指導等を支援する。
- イ 健康寿命の延伸に向けた歯科口腔保健の推進等 19億円(18億円)
- ライフステージごとの特性を踏まえた歯科口腔保健施策を推進するとともに、地域の実情に応じた歯科口腔保健施策をさらに推進するため、一次予防強化等に必要な取組を提供するための事業モデルの提案等や、自治体における歯科疾患の予防及び歯科口腔保健の推進体制の強化等の取組を支援するとともに、今後の歯科口腔保健施策の検討に必要な歯科保健状況を把握するための調査を実施する。
- 後期高齢者医療広域連合が実施する高齢者の特性を踏まえた歯科健診の実施について支援を行う。
- ④ 保険者の予防・健康インセンティブの取組への支援 69百万円(77百万円)
- 健康長寿社会の実現や医療費の適正化を図るため、経済団体、保険者、自治体、医療関係団体等で構成される「日本健康会議」における、先進的な予防・健康づくりのインセンティブを推進する者を増やす支援を行う。
- ⑤ ナッジやデータヘルス等を活用した健康づくりの推進 9.7億円(10億円)
- パーソナル・ヘルス・レコード(PHR)の更なる推進に向け、自治体と保険者における保健医療情報の活用等について、実際の運用プロセス等に関する調査を行うとともに、「新しい生活様式」及び「次期健康づくり運動プラン」に向けた集中的取組として、生活習慣の改善等を推進するため、ナッジを活用した地域が活用できる健康政策ツールの開発や現場実装に向けた実証等を行う。
- ⑥ 健康的で持続可能な食環境づくりなどの栄養対策の推進【一部新規】 1.4億円(1.6億円)
- 活力ある「人生100年時代」の実現に向けた健康寿命の延伸や、健康面・環境面の両方を考慮した対策を進めるため、健康的で持続可能な食環境づくりを実現するための産学官等連携体制の構築・運営及び普及啓発等を実施する。
- ⑦ 健康増進効果等に関する実証事業の実施 9.2億円(11億円)
- 予防・健康増進効果等に関するエビデンスを確認・蓄積するためのデータ等を活用した大規模実証事業を実施する。

⑧ 生活習慣病予防及び女性の健康の包括的支援に関する研究などの推進

18億円（18億円）

生活習慣病の予防、診断及び治療に係る研究や、女性の健康の包括的支援に関する研究を体系的に実施する。特に、たばこ対策、脳卒中を含む循環器疾患、糖尿病に関する研究を重点的に推進する。

⑨ 受動喫煙対策の推進

13億円（14億円）

受動喫煙の防止に関する制度の周知・定着を図るため、飲食店等における喫煙専用室等の整備への助成、受動喫煙対策に係る個別相談等を実施する。

⑩ 保険者とかかりつけ医等の協働による加入者の予防健康づくりの実施

1. 1億円（1.0億円）

かかりつけ医等と医療保険者が協働し、加入者の健康面や社会生活面の課題について情報共有しながら、加入者の重症化予防に必要な栄養指導等の保健指導や地域社会で行っている相談援助等の活用を推進する。

⑪ 熱中症対策の推進

20百万円（20百万円）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を予防するための「新しい生活様式」と、熱中症予防を両立するための行動様式の普及啓発を実施する。

(2) 薬剤師の資質向上に向けた研修の推進【新規】(再掲)

25百万円

(3) 認知症施策推進大綱に基づく認知症施策の推進【一部新規】(再掲)

127億円（125億円）

2 感染症対策

補正48億円、当初416億円(397億円)

(1) 風しん対策の推進

32億円（50億円）

風しんの感染拡大を防止するため、地方自治体が行う抗体検査事業に対する補助等を引き続き実施する。

(2) 新型インフルエンザ等の感染症対策の推進

300億円（266億円）

新型インフルエンザ等の感染症の発生に備え、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄等を行うとともに、新型インフルエンザワクチンに係る細胞培養法による技術開発や、検疫による水際対策等を推進する。

また、結核に関する入国前スクリーニングに係る精度管理等を実施し、感染拡大を防止する。

(3) AMR（薬剤耐性）対策の推進

12億円（11億円）

「薬剤耐性（AMR）対策アクションプラン」（平成28年4月5日国際的に脅威となる感染症対策閣僚会議決定）に基づき、AMR対策に関する調査研究や普及啓発、抗菌薬の適正使用に係るモデル事業等を行うとともに、ワンヘルス・アプローチ（※）に関する国際会議を開催する。

AMRに関する医療・福祉における情報を集約し、医療専門職、福祉従事者等に向けたオンラインでの情報提供や研修機会を提供する。

※ ワンヘルス・アプローチ：ヒト、動物、環境等の複雑な相互作用によって生じる感染症の対策に、公衆衛生、動物衛生等の関係者が連携し、一体となって対応しようとする概念

(4) エイズ対策の推進

45億円（44億円）

HIV検査・相談について、引き続き、夜間・休日対応など利便性に配慮した体制の整備を進めるとともに、HIV／エイズに関する正しい知識の普及啓発やHIV感染者等の長期療養に係る環境の整備などの必要な施策を推進する。

特に、高齢化や血友病、肝・腎機能障害等の様々な疾患を抱えながら長期療養を継続しているHIV感染者に対し、個々の状態に応じた包括的かつ継続的な医療や介護・障害サービス等の提供が行われる環境整備を進めるため、ブロック拠点病院に医師、コーディネーターナース、医療ソーシャルワーカー等で編成されるチームを配置し、受入施設等への知識の習得や受け入れに対する不安の解消のための研修等の支援の充実を図る。

(5) HTLV-1 関連疾患に関する研究の推進（再掲）

10億円（10億円）

ヒトT細胞白血病ウイルス1型（HTLV-1）への感染防止及びこれにより発症する成人T細胞白血病（ATL）やHTLV-1 関連脊髄症（HAM）の診断・治療法等に関する研究について、感染症・がん・難病・母子保健の各分野の研究事業が連携することにより、総合的な推進を図る。

（参考）【令和3年度補正予算】

- プレパンデミックワクチンの備蓄等様々な感染症対策の充実・強化（再掲） 48億円
新型インフルエンザの発生に備えたプレパンデミックワクチンの備蓄や、自治体が行う風しんの抗体検査事業に対する補助、病原体等の適正な管理体制の構築等、様々な感染症に対応するため、対策の充実・強化を図る。

3 がん対策、循環器病対策、肝炎対策、難病・小児慢性特定疾病対策等 補正206億円、当初3,245億円(3,167億円)

(1) がん対策 354億円(365億円)

平成30年3月に閣議決定した第3期がん対策推進基本計画に基づき、「がん予防」「がん医療の充実」「がんとの共生」の三つを柱とした施策を実施することで、がん対策の一層の推進を図る。

① がん予防 144億円(140億円)

がんを早期に発見し、がんによる死亡者を減少させるため、引き続き、がん検診受診率向上に効果の大きい個別の受診勧奨・再勧奨を実施するとともに、子宮頸がん検診・乳がん検診の初年度対象者にクーポン券を配布する。また、精密検査受診率向上のため、精密検査未受診者に対する受診再勧奨を実施する。

② がん医療の充実 168億円(183億円)

がんゲノム情報や臨床情報を集約化し、質の高いがんゲノム医療を提供するため、がんゲノム情報管理センターの管理・運営、がんゲノム医療中核拠点病院等の機能強化、がんゲノム医療に対応できる人材の育成などによる体制整備を図る。

第3期がん対策推進基本計画を踏まえ、がんゲノム医療の実現に資する研究、ライフステージやがんの特性に着目した研究(小児・AYA世代(思春期世代と若年成人世代)のがん、高齢者のがん、難治性がん、希少がんなど)、がんの予防法や早期発見手法に関する研究などを重点的に推進する。

(参考) 【令和3年度補正予算】

○ がんゲノム情報管理センターの機能強化 16億円
「がんゲノム情報レポジトリシステム」について、新たなパネル検査の追加等に必要なシステム開発を行うなど、がんゲノム情報管理センターの機能強化を図る。

③ がんとの共生(一部後掲) 30億円(31億円)

がん患者に対して病気の治療と仕事の両立を社会的にサポートするため、がん診療連携拠点病院等における各個人の状況に応じた「治療と仕事両立プラン」を活用した就労支援及び相談支援などを引き続き実施する。

④ 小児・AYA世代のがん患者等の妊よう性温存療法のための支援

11億円（11億円）

小児・AYA世代のがん患者等の妊よう性温存療法に係る費用負担の軽減を図りつつ、患者から臨床情報等を収集し、妊よう性温存療法の研究を促進するための事業を引き続き実施する。

(2) 循環器病対策【一部新規】（一部再掲）

45億円（49億円）

「循環器病対策推進基本計画」に基づき、循環器病対策全体の基盤となる循環器病データベースの開発に向けた取組を進めるとともに、地域全体の患者支援体制の充実を図るべく、地域の相談支援や情報提供等の中心的な役割を担う循環器病総合支援センターのモデル事業を実施する。加えて、循環器病の病態解明や予防、診断、治療、リハビリテーション等に資する研究開発を強化するとともに、循環器病の発症時における対応方法等の普及啓発、心不全に関する緩和ケア研修の推進など、循環器病対策を総合的に推進する。

また、都道府県循環器病対策推進計画に基づき、各都道府県が進める地域の特性に応じた啓発活動や医療提供体制の構築等に対する支援を行う。

(3) 肝炎対策

173億円（173億円）

肝炎対策基本指針に基づき、肝硬変・肝がんへの移行者を減らすことを目標に、肝炎に対する正しい知識の普及啓発、肝炎ウイルス検査の促進や肝炎患者への医療費の助成などの肝炎対策を総合的に推進する。

① 早期発見・早期治療を促進するための環境整備

120億円（122億円）

ア 肝炎ウイルス検査と重症化予防の推進

39億円（40億円）

保健所等における利便性に配慮した検査体制を確保するとともに、市町村における個別勧奨や職域における勧奨等を実施し、肝炎ウイルス検査の促進を行う。

また、肝炎ウイルス検査で陽性と判定された者に対する医療機関への受診勧奨、初回精密検査や定期検査の検査費用の助成を行うことにより、肝炎患者の早期治療を促進し、重症化の予防を図る。

イ ウイルス性肝炎に係る医療の推進

74億円（74億円）

B型肝炎・C型肝炎のインターフェロン治療、インターフェロンフリー治療及び核酸アナログ製剤治療に係る患者の医療費の負担を軽減することにより、適切な医療の確保及び受療促進を図る。

② 肝がん・重度肝硬変に係る治療研究の促進及び患者への支援

14億円（14億円）

肝炎ウイルスによる肝がん・重度肝硬変の特徴を踏まえ、医療費の負担の軽減を図りつつ、治療研究を促進するための支援を実施する。

③ 肝炎治療研究などの強化

38億円（37億円）

B型肝炎の画期的な新規治療薬の開発を目指した創薬研究や、C型肝炎ウイルス排除後の発がん等の課題に係る研究、肝硬変の病態解明と新規治療法の開発を目指した研究等を推進する。

(4) B型肝炎訴訟の給付金等の支給

1,176億円（1,173億円）

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法に基づき、B型肝炎ウイルスの感染被害を受けた方々への給付金などの支給に万全を期すため、社会保険診療報酬支払基金に設置した基金に、給付金などの支給に必要な費用の積み増しを行う。

(参考) 【令和3年度補正予算】

○ B型肝炎訴訟の給付金等の支給

156億円

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法に基づき、B型肝炎ウイルスの感染被害を受けた方々への給付金等の支給に必要な費用を、社会保険診療報酬支払基金に設置した基金に積み増す。

(5) 難病・小児慢性特定疾病対策等【一部新規】

1,577億円（1,479億円）

難病患者等への医療費助成等を実施するとともに、「難病・小慢対策の見直しに関する意見書」等を踏まえ、難病・小児慢性特定疾病対策の一層の推進を図る。

① 難病対策の推進

1,271億円（1,173億円）

ア 医療費助成の実施

1,250億円（1,154億円）

難病患者に対する医療費助成に必要な経費を確保し、患者の医療費の負担軽減を図る。

イ 難病患者の社会参加と難病に対する国民の理解の促進のための施策の充実
12億円（12億円）

難病相談支援センターを中心とした地域の様々な支援機関と連携した相談支援体制の構築などにより、難病患者の長期療養生活上の悩みや不安を和らげ、就労支援を推進するため、難病相談支援センターへの専門職の配置等を充実するとともに、難病についての理解を深める取組を推進し、難病患者が社会参加しやすい環境の整備を図る。

ウ 難病の医療提供体制の構築【一部新規】（一部再掲）
9.4億円（6.9億円）

都道府県における難病の医療の拠点となる難病診療連携拠点病院を中心とした連携体制の構築等に対する支援を行うとともに、全ゲノム解析等実行計画に基づき、ゲノム情報を用いた適切な診断及び解析結果の患者還元を行う体制構築に向けた運用の実証を行う。

② 小児慢性特定疾病対策の推進
179億円（179億円）

慢性的な疾病を抱える児童等に対する医療費助成に必要な経費を確保し、患児家庭の医療費の負担軽減を図るとともに、慢性的な疾病を抱える児童等の自立を支援するため、療養生活に係る相談や地域の関係者が一体となって自立支援を行うための事業の立ち上げ支援等を行う。

また、小児期から成人期への円滑な移行期医療を推進するため、実態調査の実施及び都道府県における体制の構築に対する支援等を行う。

③ 難病・小児慢性特定疾病に関する調査・研究などの推進【一部新規】
113億円（113億円）

難病・小児慢性特定疾病に関する研究を総合的・戦略的に実施するため、全国規模の指定難病患者・小児慢性特定疾病児童等データベースの充実を図り、難病患者等の情報の円滑な収集を進めるとともに、この情報を活用するなどして、疫学調査、病態解明、治療法の開発（遺伝子治療、再生医療技術等）等に関する研究を行う。

④ 慢性疼痛対策の推進
2.6億円（2.6億円）

痛みセンターを中心に、慢性の痛みに関する診療ノウハウの普及や人材の育成等、慢性疼痛診療モデルの普及に向けた事業等を実施する。

⑤ リウマチ・アレルギー対策の推進 9.6億円(9.5億円)

リウマチ等対策委員会報告書を踏まえ、患者が早期に適切な治療を受けられる体制を構築するため、かかりつけ医と専門医の連携を強化するための支援を行う等、リウマチ対策を推進する。

アレルギー疾患の医療提供体制を整備するため、アレルギー疾患医療に係る中心拠点病院で行う研修や診断支援等を強化するとともに、免疫アレルギー疾患研究10か年戦略に基づき、疾患の本態解明等に関する研究を進め、アレルギー疾患対策を推進する。

⑥ 慢性腎臓病（CKD）対策の推進 2.0億円(1.9億円)

慢性腎臓病の重症化を予防し、新規透析導入患者の抑制を図るため、診療連携体制の構築等に関する都道府県等の取組に対する支援を引き続き実施するとともに、慢性腎臓病の予防等に関する研究を強化する。

(6) 移植医療対策 3.5億円(3.4億円)

① 造血幹細胞移植対策の推進 2.4億円(2.4億円)

移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進を図るため、若年層の骨髄等ドナー登録者や臍帯血の確保、コーディネート期間短縮に向けた取組や造血幹細胞移植後の患者のフォローアップ体制の構築を引き続き推進するとともに、造血幹細胞移植に必要な基盤（バンク）が安定的に運営できるよう支援を行う。

② 臓器移植対策の推進【一部新規】 8.8億円(8.3億円)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により臓器提供数が減少した状況を踏まえ、脳死下及び心停止後の臓器提供が円滑に行われるよう、臓器提供施設の体制整備や連携強化等を通じた地域における臓器提供体制の構築、移植検査の基盤強化、ドナ一家族支援等のあっせん体制の充実等を推進するとともに、臓器提供に関する意思表示を促進するための普及啓発の取組を行う。

4 健康危機管理・災害対策

当初10億円(9.9億円)

(1) 健康安全・危機管理対策総合研究の推進 2.8億円(2.8億円)

大規模災害やテロリズム等の健康危機管理事案の発生に備えた体制の確保、危機情報の共有や活用、地域での健康危機管理体制の基盤強化等に資する健康安全・危機管理対策に関する総合的な研究を推進する。

(2) 健康危機管理体制の整備

7. 5億円(7. 1億円)

非常時に健康危機管理体制が十分に機能するよう、平時から、各種訓練の実施、地域での連携体制の構築等を行うとともに、地域での健康危機事例に的確に対応するため、専門家の養成等を行う。

5 ハンセン病対策【一部新規】

当初362億円(363億円)

ハンセン病元患者等の名誉回復等を図るため、ハンセン病問題に関する正しい知識の普及啓発の強化等を進めるとともに、国立ハンセン病資料館等の展示の充実等に必要となる学芸員の増員や、同資料館収蔵庫の増設を進めることにより資料館活動の充実を図る。

さらに、ハンセン病療養所の入所者に対する必要な療養を確保し、退所者等への社会生活支援策等を実施する。

6 原爆被爆者の援護

補正4. 1億円、当初1, 226億円(1, 183億円)

高齢化が進む原爆被爆者の援護施策として、医療の給付、諸手当の支給、原爆養護ホームの運営、被爆者保養施設への修繕費補助、被爆体験の伝承者等の国内外への派遣、被爆建物・樹木の保存や調査研究事業など総合的な施策を引き続き実施する。

また、広島「黒い雨」訴訟を踏まえた対応として、新たに援護施策の対象となる方々に対して支援を行う。

7 医薬品等に関する安全・信頼性の確保等

当初15億円(15億円)

(1) 医薬品、医療機器、再生医療等製品を安心して使用するための安全対策の強化、きめの細かい対応

4. 7億円(2. 7億円)

① 医療情報データベースの規模拡充及び活用推進に向けた環境整備

1. 7億円(1. 8億円)

M I D-N E Tについて従来から取り組んでいる協力医療機関のデータ標準化・品質管理支援及び他の医療情報データベースとの連携を進めるとともに、製薬企業や医療情報データベース事業者等によるコンソーシアムを介して、製薬企業等と利活用情報やアウトカム定義(※)について検討・共有することにより医療情報データベースの利活用を推進する。

※ アウトカム定義：目的とする有害事象(アウトカム)を特定するために必要とされる条件

- ② 後発医薬品の信頼確保のための体制・取組の強化【新規】 1. 4億円
後発医薬品の品質等に対する国民の信頼の回復が急務となっていることから、医薬品医療機器総合機構の体制の整備を行うことで製造所に対するGMP調査、承認申請資料の適合性調査を強化するとともに、MID-NETを活用した安全性確認を実施する。

- ③ 小児用医薬品の安全対策の推進 1. 6億円（95百万円）
小児医療情報収集システムの改修を行い、小児用医薬品による副作用の発現状況等の情報の収集・解析・評価等を効率的に実施することにより、小児用医薬品の安全対策の更なる向上を目指すとともに、小児用医薬品の開発にも貢献する。

(2) 薬物取締体制・薬物乱用防止に係る広報啓発等の充実【一部新規】

11億円（12億円）

薬物事犯の検挙人数が高まっている状況を踏まえ、麻薬取締官の捜査活動に要する経費や必要な物品の買い換えに伴う経費を確保し、引き続き麻薬取締部の捜査体制の充実を図る。

また、若年層の大麻乱用が深刻な状況等を踏まえ、デジタル世代の若年層のインターネットサイト内での行動に応じた効果的な広報啓発等を総合的に実施する。

8 食の安全・安心の確保など

補正746億円、当初251億円(242億円)

- (1) 残留農薬・食品用容器包装等の規格基準策定等の推進 16億円（18億円）

残留農薬・食品用容器包装等の規格基準の策定等を計画的に進める。特に、残留農薬について、代謝物を含めた新たな暴露評価手法を検討する。また、新たな育種技術（遺伝子組換え台木を利用した接ぎ木等）や従来にはない新開発食品（細胞培養食品等）について、最新の科学的知見や海外の取組状況等の収集及び安全性確保に係る検証を実施する。

- (2) HACCPの制度化などによる的確な監視・指導対策の推進等

3.4億円（4.1億円）

食品衛生法の改正により令和3年6月に完全施行された食品等事業者におけるHACCP（※）に沿った衛生管理が円滑に実施されているか等、対応状況の実態把握、導入効果の検証を行い、HACCP実施のための手引書の見直しや、自治体による指導方法の改善等につなげる。

※ HACCP (Hazard Analysis and Critical Control

P o i n t) : 食品の製造・加工工程で発生するおそれのある微生物汚染等の危害をあらかじめ分析し、特に重要な対策のポイントを重要管理点として定めた上で、これを連続的に監視することにより製品の安全を確保する衛生管理の手法

(3) 農林水産物・食品の輸出拡大に向けた対応の強化(再掲) 1.8億円(1.8億円)
農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律に基づき、輸出施設の認定加速化、証明書発行の迅速化等の取組を行う。

(4) 検疫所における水際対策等の推進 217億円(207億円)※
※新型コロナウイルス感染症対策費として95億円(91億円)

① 検疫所における検査体制等の機能強化等(一部再掲)

217億円の内数(207億円の内数)

国際的に脅威となる感染症の水際対策に必要な検疫機能の強化を図るため、人的・物的体制を整備する。

② 輸入食品の適切な監視指導を徹底するための体制強化

217億円の内数(207億円の内数)

経済連携協定の進展等に伴い、今後も海外からの輸入食品の増加が見込まれることを踏まえ、食の安全・安心を守るため、輸入食品監視指導計画に基づき、輸入食品の適切な監視指導を徹底するための体制強化を図る。

(参考) 【令和3年度補正予算】

○ 検疫におけるワクチン接種証明書の電子化への対応(再掲) 97百万円
検疫所において、新型コロナウイルスワクチンの電子接種証明の活用に必要なシステムを構築する。

○ 機動的な水際対策の推進、入国者の健康確認の体制確保(再掲) 788億円
新たな変異株等の流入防止のため、待機施設の確保や検査の民間委託等、機動的な水際対策の推進を図る。

また、入国者健康確認センターを通じ、入国者の入国後の健康フォローアップや位置情報の確認、ビデオ通話による状況確認のほか、民間警備会社等による自宅等への見回りを行うことにより、国内での感染拡大を防止する。

(5) 食品安全に関するリスクコミュニケーションの実施等 14億円(14億円)

① 食品に関する情報提供や意見交換(リスクコミュニケーション)の推進

9百万円(9百万円)

食品安全に対する消費者の意識の高まりなどに対応するため、食品安全基本法や食品衛生法に基づき、消費者等への積極的な情報提供や双方向の意見交換を行う。

② 食品の安全の確保に資する研究の推進（一部再掲）

9.4億円（9.4億円）

国民の健康へ直接的に影響を及ぼす食品の安全に関して、改正食品衛生法の円滑な施行、食品の輸出入の拡大、新たな食品生産・加工技術の進展等を背景として、科学的根拠に基づいて適切に施策を推進するために必要な研究を行う。

③ カネミ油症患者に対する健康実態調査等の実施 4.2億円（4.2億円）

カネミ油症患者に対する総合的な支援施策の一環として、ダイオキシン類を直接経口摂取したことによる健康被害という特殊性を踏まえ、患者の健康実態調査を実施し、健康調査支援金の支給等を行う。

9 水道の基盤強化 補正390億円、当初387億円(395億円)

※他府省分を含む

国民生活を支えるライフラインである水道について、水道施設の耐災害性強化及び水道事業の広域化を図るとともに、安全で良質な給水を確保するための施設整備や、水道事業のI・O・T活用等を進める。

（参考）【令和3年度補正予算】

- 水道施設の耐災害性強化等 395億円 ※他省分を含む。
水道施設の災害復旧や、水道事業の基盤強化、災害時における断水の早期解消を図るための高度浄水施設等の整備及び広域化に伴う施設整備、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づく水道施設の耐災害性強化対策及び管路の耐震化対策を推進するための施設整備等について支援を行う。

10 生活衛生関係営業の活性化や振興など【一部新規】

補正8.1億円、当初46億円(49億円)

生活衛生関係営業の振興・発展を図るための組織基盤や相談支援体制の確保を行うとともに、生活衛生関係営業者が新型コロナウイルス感染症の影響により悪化した業績を回復するための支援等を行う。

（参考）【令和3年度補正予算】

- 生活衛生関係営業への経営に関する相談等支援 2.0億円
新型コロナウイルス感染症の影響により業績が悪化した生活衛生関係営業者に対し、専門家等による各種給付金等の活用支援等、経営に関する相談等支援を行う。
- イベントの実施等による生活衛生関係営業の消費喚起 4.2億円
生活衛生関係営業者の業績回復を図るため、飲食店スタンプラリーや映画館の感染対策のPR等、全国的なキャンペーンの実施や衛生水準の高さのアピールにより、消費喚起を図る。

第4 雇用の確保や労働移動の推進、女性や就職氷河期世代、高齢者等の多様な人材の活躍促進

雇用確保への支援を行うとともに、マッチング支援や職業訓練の強化等を図り、円滑な労働移動を推進する。また、全ての人々が意欲・能力を活かして活躍できる環境を整備するため、女性活躍の推進、就職氷河期世代の活躍支援、高齢者の就労・社会参加の促進等を図る。

1 雇用の維持・在籍型出向の取組への支援

補正1兆854億円、当初6,331億円(6,853億円)

(1) 雇用調整助成金等による雇用維持の取組への支援

5,843億円(6,273億円)

雇用調整助成金等により、休業、教育訓練、出向を通じて雇用維持に取組む事業主を支援する。

(2) 産業雇用安定助成金等による在籍型出向の取組への支援

488億円(581億円)

在籍型出向を活用して労働者の雇用維持を図る事業主及び当該労働者を受け入れる事業主を一体的に支援するとともに、産業雇用安定センターによる企業間のマッチングを推進する。

(参考) 【令和3年度補正予算】

○ 雇用調整助成金等による雇用維持の取組への支援 1兆854億円

雇用調整助成金の特例措置について、特に業況が厳しい事業主に配慮しつつ、令和4年3月まで延長し、雇用の維持・確保に取り組む。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により休業させられた労働者のうち、休業手当の支払を受けることができなかった者に対し、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金等を支給し、生活の安定を図る。

2 民間の知恵を活用して実施する「人への投資」の強化

補正1, 024億円、当初1, 019億円

(1) デジタルなど成長分野を支える人材育成の強化【新規】 504億円

人材開発支援助成金について、民間からの提案を踏まえてメニュー化した訓練を高率助成の対象とすることにより、デジタル人材等の育成を図る。

(2) 非正規雇用労働者のキャリアアップ【新規】 268億円

キャリアアップ助成金について、人材開発支援助成金における「民間からの提案を踏まえてメニュー化した訓練」を経て正社員化した場合に助成額を加算する。

(3) リカレント教育など生涯にわたる能力発揮の促進【新規】 96億円

教育訓練給付の対象講座について、民間からの提案を踏まえて拡充する。

(4) 成長分野などへの労働移動の円滑化支援【新規】 150億円

特定求職者雇用開発助成金による雇入れ助成について、民間からの提案を踏まえて設定するデジタル・グリーンなどの成長分野への労働移動を円滑に進めるため、高額助成を実施する。

☆人への投資

人への投資を強化する3年間で4,000億円規模の施策パッケージについては、一定期間、一定の規模で強力に取り組むため、令和4年度において、人材開発支援助成金や教育訓練給付等の枠組みを活用することとし、民間の意見を踏まえた具体的な支援内容を決めるにあたり、外部有識者の意見を踏まえるなど、適切に実施する。

(参考) 【令和3年度補正予算】

- コロナ禍での非正規雇用労働者等に対する労働移動支援等 808億円
コロナ禍により大きな影響を受けている非正規雇用労働者等に対し、職業訓練と再就職支援を組み合わせ、労働移動やステップアップを支援するため、トライアル雇用助成金等の拡充、民間派遣会社を通じた研修・紹介予定派遣等を行う。
また、キャリアアップ助成金による非正規雇用労働者の正社員化や処遇改善を推進する。
その他、求職者支援制度の拡充を行う(制度要求)。
- IT分野への重点化によるデジタル人材の育成等 216億円
事業主等が行うIT技術の知識・技能を習得させるための訓練を人材開発支援助成金の高率助成に位置づけることにより、デジタル人材の育成等を図る。
また、IT分野の職業訓練枠を拡充するため訓練委託費等の上乗せ等を行う(制度要求)。

3 女性・非正規雇用労働者へのマッチングやステップアップ支援、 新規学卒者等への就職支援

補正808億円、当初382億円(353億円)

- (1) ハローワークの就職支援ナビゲーターによる求職者の状況に応じたきめ細かな担当者制支援 31億円(31億円)

非正規雇用労働者等の早期再就職を支援するため、ハローワークに就職支援ナビゲーターを配置し、担当者制による求職者の個々の状況に応じた体系的かつ計画的な一貫した就職支援を推進する。

- (2) マザーズハローワーク等による子育て中の女性等に対する就職支援 40億円(40億円)

子育てをしながら就職を希望する女性等を対象としたハローワークの専門窓口(マザーズハローワーク、マザーズコーナー)を拡充し、個々の求職者のニーズに応じたきめ細かな就職支援を実施するとともに、地域の子育て支援拠点へのアウトリーチ型の支援を強化する。また、仕事と家庭の両立ができる求人の確保等を推進する。

- (3) 求職者支援制度による再就職支援 278億円(252億円)

新型コロナウイルス感染症の影響により、やむを得ず離職した方の再就職を促進するため、就職に必要な技能及び知識を習得するための求職者支援制度の活用を推進する。

- (4) 新規学卒者等(専門学校生等)への就職支援【新規】 4.6億円

第2の就職氷河期世代をつくらないう、新卒応援ハローワーク等に就職支援ナビゲーターを新たに配置し、特に新型コロナウイルス感染症の影響を強く受けた分野の専門学校生・未就職卒業生への支援を強化する。

- (5) 離職者を試行雇用する事業主への支援 29億円(30億円)

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている離職者であって、就労経験のない職業に就くことを希望する者の安定的な早期再就職支援を図るため、一定期間試行雇用する事業主に対して、試行雇用期間中の賃金の一部を助成する。

(6) 紹介予定派遣を通じた正社員化の促進（一部再掲）

785億円の内数（658億円の内数）

キャリアアップ助成金の活用により、紹介予定派遣を通じた派遣労働者の正社員化の促進を図る。

（参考）【令和3年度補正予算】

- コロナ禍での非正規雇用労働者等に対する労働移動支援等（再掲） 808億円
コロナ禍により大きな影響を受けている非正規雇用労働者等に対し、職業訓練と再就職支援を組み合わせ、労働移動やステップアップを支援するため、トライアル雇用助成金等の拡充、民間派遣会社を通じた研修・紹介予定派遣等を行う。
また、キャリアアップ助成金による非正規雇用労働者の正社員化や処遇改善を推進する。
その他、求職者支援制度の拡充を行う（制度要求）。

4 デジタル化の推進、人手不足分野への円滑な労働移動の推進 補正9.3億円の内数等、当初120億円（113億円）

(1) IT分野等の新たなスキルの習得に向けた職業訓練の強化【新規】（一部再掲）

7.0億円

IT分野のコース設定の促進を図るため、公的職業訓練におけるIT分野の資格取得を目指す訓練コースについて、資格取得率等を満たした場合、訓練実施機関に対する訓練委託費等の上乗せを行う。

また、全国の生産性向上人材育成支援センターにDX人材育成推進員（仮称）を配置すること等により、中小企業におけるDX人材育成の推進を図る。

（参考）【令和3年度補正予算】

- IT分野への重点化によるデジタル人材の育成等 216億円
事業主等が行うIT技術の知識・技能を習得させるための訓練を人材開発支援助成金の高率助成に位置づけることにより、デジタル人材の育成等を図る。
また、IT分野の職業訓練枠を拡充するため訓練委託費等の上乗せ等を行う（制度要求）。

(2) ハローワークの職業紹介業務のオンライン・デジタル化の推進【一部新規】（一部再掲）
4.2億円（1.3億円）

オンラインによる職業相談を実施するハローワークの拡充、就職支援セミナーのオンライン配信、マザーズハローワークの就職支援サービスのオンライン対応（モデル事業）の実施、SNSを活用した情報発信の強化等により、自宅でも求職活動ができるようサービスの向上を図る。

(3) ハローワークの専門窓口での支援、「医療・福祉分野充足促進プロジェクト」の推進
44億円(45億円)

医療・介護・保育分野など雇用吸収力の高い分野のマッチング支援を強化するため、ハローワークの「人材確保対策コーナー」を拡充し、関係団体等と連携した人材確保支援の充実を図るとともに、「医療・福祉分野充足促進プロジェクト」を推進し、潜在求職者の積極的な掘り起こし、求人充足に向けた条件緩和指導等により重点的なマッチング支援を実施する。

(4) 雇用と福祉の連携による離職者への介護・障害福祉分野への就職支援(一部再掲)
(一部後掲)
25億円(26億円)

新型コロナウイルス感染症の影響による離職者の再就職や、介護・障害福祉分野における人材確保を支援するため、ハローワーク、訓練機関及び福祉人材センターの連携強化による就職支援、介護・障害福祉分野の職業訓練枠の拡充のため、訓練に職場見学・職場体験を組み込むことを要件に訓練委託費等の上乗せ等を実施する。また、就職後の職場定着に向けた取り組みとして雇用管理改善に関する事業者への助成等を実施する。

(5) 地域雇用の課題に対応し良質な雇用の実現を図る都道府県の取組等の支援
94億円の内数(142億円の内数)

都道府県が行う新型コロナウイルス感染症の影響等を受けた地域雇用を再生するための事業者の事業転換や求職者のキャリアチェンジ等の取組、成長分野や人材不足分野における魅力ある雇用の確保や就職促進等の取組といった、地域の課題に対応するための取組を支援することにより、良質な雇用の実現等を図る。

また、国と地方が連携し、地域の実情に応じた雇用対策を行うため、「雇用対策協定」の締結を更に推進するとともに、希望する都道府県及び市区町村において、当該団体が行う業務と国が行う無料職業紹介をワンストップで一体的に実施する取組を行う。

(6) 都市部から地方への移住を伴う地域を越えた再就職等の支援
8.5億円(8.6億円)

東京圏を中心に、地方就職を希望する方に対するハローワークの全国ネットワークを活用した職業紹介や生活関連情報の提供等を一体的に行うとともに、コロナ禍において都市部を離れて地方で暮らすことへの関心が高まっていることを踏まえ、大都市圏に専門の相談員を配置する等により、業種、職種を越えた再就職等も含めた個々のニーズに応じた支援を行う。

(7) 職業能力・職場情報・職業情報の見える化の推進（一部後掲）

30億円（32億円）

求職者、学生等が、企業の職場情報を総合的にワンストップで閲覧できるサイト（しよくばらぼ）及び求人者、求職者等に職業情報を提供するサイト（日本版O-NET）を運用し、職場情報・職業情報の「見える化」を一層推進する。

職業能力の「見える化」の観点から、ジョブ・カードの強化・活用促進を図る。

中途採用者の増加や定着の促進等に取り組む事業主への助成を行うことにより、中途採用の拡大を図る。

(8) 認定制度の実施等による優良な民間人材サービス事業者の推奨

60百万円（88百万円）

既存の職業紹介優良事業者認定制度と医療・介護・保育分野等の適正事業者認定制度について見直しを行い、より効果的な認定制度を運用する。

5 キャリア形成支援の推進

当初21億円(21億円)

キャリア形成サポートセンターを通じ、労働者がジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングを受けられる機会を提供（オンライン、土日夜間の強化含む）するとともに、企業内で定期的にキャリアコンサルティングを受ける仕組み（セルフ・キャリアドック）の導入支援を強化する。

また、労働者の主体的なキャリア形成を支援する観点から、ジョブ・カードのデジタル化を進め、マイナポータルとの連携を図る。

6 女性活躍・男性の育児休業取得等の促進

補正55億円、当初179億円(193億円)

(1) 男性が育児休業を取得しやすい環境の整備に向けた企業の取組支援

126億円（136億円）

育児休業の制度等に係る周知・啓発や助成金による支援を引き続き実施する。特に、子の出生直後における柔軟な育児休業の枠組みの創設等を内容とする改正育児・介護休業法の円滑な施行を図るため、配偶者が出産を控えた男性労働者等に対する育児休業の意義・目的の周知や、企業に対する男性の育児休業等の取得促進に係るセミナー等を実施する。

介護離職防止に向け、事業主に対して育児・介護休業法の周知徹底及び相談・指導を行うとともに、労働者等への介護休業制度等の周知広報やケアマネジャー等が仕事と介護の両立に関する知識を習得するための研修カリキュラムを用いた研修を実施する。

(2) マザーズハローワーク等による子育て中の女性等に対する就職支援（再掲）
40億円（40億円）

(3) 不妊治療と仕事の両立支援 5.1億円（5.0億円）

不妊治療を受けやすい職場環境を整備するため、両立支援担当者等を対象とした研修等を実施するとともに、不妊治療のために利用できる特別休暇制度（多目的・特定目的とも可）を新たに導入する中小企業事業主や、当該休暇制度や時差出勤・フレックスタイム制等の柔軟な働き方を活用しやすい職場環境の整備に取り組む中小企業事業主に対して助成を行う。

(4) 女性活躍推進のための行動計画に基づく企業の取組支援【一部新規】
3.0億円（1.6億円）

令和4年4月1日より、女性活躍推進法に基づく行動計画の策定や情報公表の義務が101人以上企業に拡大されることを踏まえ、行動計画に基づく取組の実施や行動計画に定められた目標達成についての支援等を行い、女性活躍の一層の推進を図る。

(5) 新型コロナウイルス感染症による小学校等の臨時休業等に対応した特別有給休暇制度導入等への取組支援（再掲） 102億円の内数（113億円の内数）

新型コロナウイルス感染症への対応として、小学校等の臨時休業等により子どもの世話をする労働者のために、特別な有給休暇制度（労働基準法上の年次有給休暇を除く。）とともに、フレックスタイム制度等の学校休業等があっても継続勤務できる両立支援制度を導入し、特別な有給休暇制度を取得させた企業に対して助成金による支援を実施する。

（参考）【令和3年度補正予算】

- 小学校等臨時休業等に伴う保護者の休暇取得支援 55億円
新型コロナウイルス感染症の感染拡大により小学校等が臨時休業となる場合等について、小学校休業等対応助成金・支援金を引き続き支給するため、対象期間を延長する。

(6) 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による特別有給休暇制度導入等への取組支援 5.0億円（9.8億円）

新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置により、医師等の指導に基づき、休業が必要とされた妊娠中の女性労働者に有給の休暇を取得させる事業主に対して、特別な有給休暇制度の導入に係る助成や休暇の取得に係る助成等を行う。

7 就職氷河期世代の活躍支援

補正61億円の内数等、当初717億円(679億円)

- (1) ハローワークの専門窓口における専門担当者のチーム制による就職相談、職業紹介、職場定着までの一貫した伴走型支援 18億円(17億円)

専門担当者によるチームを結成し、個別の支援計画に基づき、キャリアコンサルティング、生活設計面の相談、必要な能力開発施策へのあっせん、求職者の適性・能力等を踏まえた求人開拓、就職後の定着支援などを計画的かつ総合的に実施する。また、事業所が多く立地している地域で求人開拓等の取組を集中的に実施する。

- (2) 就職氷河期世代の失業者等を正社員で雇い入れる企業への助成金等の活用 21億円(14億円)

事業主への助成金の支給により、就職氷河期世代の方の正社員としての就職を推進する。

また、安定的な就職が困難な求職者に対し、一定期間試行雇用する事業主を助成することにより、その適性や業務遂行可能性の見極めなど、求職者と求人者の相互理解を促進し、就職氷河期世代の支援を実施する。

- (3) 地域若者サポートステーションにおける就職氷河期世代の無業者の支援 47億円(52億円)

地域若者サポートステーションにおいて、就職氷河期世代の方々に対する継続的な支援を実施するとともに、オンラインによる相談支援を推進する。

- (4) 短期間で取得でき安定就労に有効な資格等の取得支援(一部再掲) 26億円(27億円)

就職氷河期世代の方向けに創設した「短期資格等習得コース」において、短期間で取得でき、安定就労につながる資格等の習得を支援するため、業界団体等に委託し、訓練と職場体験等を組み合わせ、正社員就職を支援する出口一体型の訓練を実施する。また、当該訓練を職業訓練受講給付金の給付対象とし、安心して受講できるよう支援する。

- (5) 就職氷河期世代の活躍支援のための都道府県プラットフォームを活用した支援等
5.3億円(6.4億円)

官民協働で就職氷河期世代の活躍支援に取り組む「都道府県プラットフォーム」において、支援策の周知広報、企業説明会の開催等を通じ、就職氷河期世代の雇入れや正社員化等の支援に取り組むとともに、好事例の発信を実施する。

また、就職氷河期世代に対する国の各種支援策について、SNS広告、動画広告、インターネット広告等のメディアを活用し、就職氷河期世代本人やその家族等、それぞれの置かれている状況を踏まえ、様々なルートを通じた広報を実施する。

- (6) ひきこもり支援の充実及び良質な支援者の育成【一部新規】(後掲)
594億円の内数(555億円の内数)

8 高齢者の就労・社会参加の促進

当初275億円(303億円)

- (1) 70歳までの就業機会確保等に向けた環境整備や高年齢労働者の処遇改善を行う企業への支援
65億円(80億円)

70歳までの就業機会確保に向けた環境整備を図るため、65歳を超える定年引上げや継続雇用制度の導入等を行う企業、60歳から64歳までの高年齢労働者の処遇改善を行う企業への支援を行う。

また、65歳超雇用推進プランナー等による提案型の相談・援助による支援を行う。

- (2) ハローワークにおける生涯現役支援窓口などのマッチング支援
33億円(34億円)

65歳以上の再就職支援に重点的に取り組むため、300箇所のハローワークに設置する「生涯現役支援窓口」において、高齢者のニーズ等を踏まえた職業生活の再設計に係る支援や支援チームによる効果的なマッチング支援を行うとともに、高年齢退職予定者のキャリア情報等を登録し、その能力の活用を希望する企業に対して紹介する「高年齢退職予定者キャリア人材バンク事業」におけるマッチング機能を強化する。

- (3) 高齢者の特性に配慮した安全衛生対策を行う企業への支援(後掲)
7.4億円(6.5億円)

(4) シルバー人材センターなどの地域における多様な就業機会の確保【一部新規】

170億円(183億円)

地域の高齢者の就業促進を図るため、地域の様々な機関が連携して高齢者の就業を促進する「生涯現役地域づくり推進連携事業(仮称)」を実施する。

シルバー人材センターにおいて、定年退職後等の高年齢者の多様な就業ニーズと地域ニーズをマッチングし、高年齢者の生きがいの充実、社会参加の促進を通じて地域社会の活性化等を図る。また、介護分野における周辺業務の切り出し等により、高齢者を介護分野の担い手として積極的に活用できる仕組みを設ける。

9 障害者の就労促進

補正6.5億円、当初177億円(181億円)

(1) 中小企業をはじめとした障害者の雇入れ支援等【一部新規】

135億円(137億円)

ハローワークと地域の関係機関が連携し、特に障害者の雇用経験や雇用ノウハウが不足している障害者雇用ゼロ企業等に対して、採用の準備段階から採用後の職場定着まで一貫したチーム支援等を実施し、中小企業をはじめとした障害者の雇入れ支援等を行う。さらに、特に経営改善に資する障害者雇用の取組を進めるための支援を実施するとともに、対象企業における取組をモデル事例として取りまとめ、横展開を図る。

障害者就業・生活支援センターについて、未設置圏域にセンターの設置を進めるとともに、引き続き、地域支援機関のネットワーク拠点として障害者の就業面と生活面の一体的な相談・支援の推進を図る。

(2) 精神障害者、発達障害者、難病患者等の多様な障害特性に対応した就労支援

31億円(32億円)

精神障害者、発達障害者、難病患者である求職者についてハローワークに専門の担当者を配置するなど多様な障害特性に対応した就労支援を行う。また、大学等における発達障害者等の増加を踏まえ、就職活動に際して専門的な支援が必要な学生等に対して、大学等と連携して支援対象者の早期把握を図るとともに、就職準備から就職・職場定着までの一貫した支援を行う。

精神障害者等の受入体制を整備するため、職業能力開発校において精神保健福祉士等を配置するとともに、精神障害者等の受入れに係るノウハウを普及し、対応力を高める。

(3) 障害者の雇用を促進するためのテレワークの支援（一部再掲）

13億円（15億円）

障害者の雇用を促進するためのテレワークの推進を図るため、テレワークの導入に向けた具体的な取組の支援のための企業向けガイダンスや個別企業へのコンサルティング等を実施する。

(4) 公務部門における障害者の雇用促進・定着支援

2.7億円（3.3億円）

公務部門において雇用される障害者の定着支援を引き続き推進するため、ハローワーク等に職場適応支援者を配置するとともに、厚生労働省においても、障害特性に応じた個別支援、障害に対する理解促進のための研修等を行う。

(5) 雇用施策と福祉施策の連携による重度障害者等の就労支援

7.7億円（7.7億円）

重度障害者等に対する就労支援として、雇用施策と福祉施策が連携し、企業が障害者雇用納付金制度に基づく助成金を活用しても支障が残る場合や、重度障害者等が自営業者として働く場合等で、自治体が必要と認めた場合に、地域生活支援促進事業により支援を行う。

（参考）【令和3年度補正予算】

- 生産活動が停滞している就労系障害福祉サービス事業所への支援 6.5億円
新型コロナウイルス感染症の影響により生産活動が停滞している就労系障害福祉サービス事業所に対し、新たな生産活動への転換や、販路開拓、生産活動に係る感染防止対策の強化等を通じて、事業所の生産活動が拡大するよう支援する。

10 外国人に対する支援

当初106億円(115億円)

(1) 外国人求職者等に対する就職支援

16億円（16億円）

① 外国人留学生等に対する相談支援の実施

8.2億円（8.1億円）

ハローワークの外国人雇用サービスセンターや留学生コーナーにおいて、大学と締結した就職支援協定等を通じた国内就職促進を図り、留学早期における就職支援から、就職後の定着支援までの一貫した支援を実施する。

② 定住外国人等に対する相談支援の実施

2.8億円（2.6億円）

定住外国人等が多く所在する地域のハローワーク（外国人雇用サービスコーナー）において、専門相談員による職業相談や、困窮する外国人を支援するNPO法人等との連携を強化し、個々の外国人の特性に応じた求人開拓等により、早期再就職支援及び安定的な就労の確保に向けた支援を実施する。

③ 外国人就労・定着支援事業の実施 5.5億円（5.6億円）
日系人等の定住外国人等を対象に、日本の職場におけるコミュニケーション能力の向上やビジネスマナー等に関する知識の習得を目的とした事業を実施する。

(2) ハローワーク等における多言語相談支援体制の整備 7.5億円（8.3億円）

ハローワークの職業相談窓口に通訳員を配置するとともに、電話や映像を用いた通訳・多言語音声翻訳機器の活用や、外国人求職者への多言語による情報発信等により、相談支援体制の整備を図る。

また、コロナ禍において来所が困難な外国人求職者からの相談に対応するため、多言語に対応したハローワーク・コールセンターを継続して運営する。

(3) 外国人労働者の適正な雇用管理に関する助言・援助等の実施、外国人労働者の雇用管理改善に取り組む企業への支援 1.2億円（1.5億円）

外国人労働者に対する適正な雇用管理の確保を図るため、事業所訪問等による雇用管理状況の確認、改善のための助言・援助等を行うとともに、雇用維持のための相談・支援等についても積極的に実施する。

また、外国人が自らの労働条件等を十分に理解し、適正な待遇の下で就労を継続し、その能力を発揮できるよう、外国人を雇用する事業主の雇用管理改善の取組みに対する助成を行う。

(4) 外国人労働者の労働条件等の相談・支援体制の整備 7.9億円（1.4億円）

外国人労働者に係る労働相談体制の整備を図るとともに、外国人労働者が容易に理解できる視聴覚教材等の作成により、労働災害防止対策を推進する。

(5) 外国人技能実習機構における実地検査や相談支援の適切な実施等 6.2億円（6.2億円）

外国人技能実習機構において監理団体及び実習実施者による雇用管理改善を促進するための事業等を実施するほか、監理団体・実習実施者に対する実地検査や技能実習生に対する相談支援等により、制度の適正な運用を図る。

11 労働者協同組合の設立の支援【新規】 当初67百万円

円滑な法律の施行のため、都道府県と連携し実施する労働者協同組合に関するフォーラムの開催や、組合の設立を希望する方への相談支援等を行う。

第5 労働環境の整備、生産性向上の推進

誰もが働きやすい社会の実現に向けた働き方改革を着実に実行するため、柔軟な働き方の促進をするとともに、安全で健康に働くことができる職場づくり、最低賃金・賃金引上げ、同一労働同一賃金など雇用形態に関わらない公正な待遇の確保、公的部門における分配機能の強化などにより、労働環境の整備を実施する。

1 柔軟な働き方がしやすい環境整備 当初24億円(33億円)

(1) 良質なテレワークの導入・定着促進 19億円(28億円)

適正な労務管理下における良質なテレワークの導入・定着促進を図るため、ガイドラインの普及を図るとともに、関係省庁と連携し、ワンストップ相談窓口の設置、セミナーの開催、総合ポータルサイトによる情報発信の強化等を行う。

また、良質なテレワークの導入を図る中小企業に対して助成金による支援を実施する。

(参考) 【令和3年度補正予算】

- 良質なテレワークの定着促進のための企業支援 制度要求
良質なテレワークの導入等を行った中小企業事業主に対する通信機器の導入経費等の支援について、対象事業主・助成対象経費の見直しを含め、一層の活用を図ることで、時間や場所を有効に活用できる良質なテレワークの定着を促進する。

(2) フリーランスと発注者との契約のトラブル等に関する相談支援

77百万円(74百万円)

フリーランスと発注者との契約のトラブル等に関して相談できる窓口について、関係省庁と連携して相談体制の強化等を行い、丁寧な相談対応を実施する。

(3) 副業・兼業を行う労働者の健康確保に取り組む企業等への支援等

2.3億円(2.4億円)

一般健康診断やストレスチェックなどによる副業・兼業を行う労働者の健康確保に取り組む企業へその要した費用を助成すること等により、労働者の健康確保に向けた事業者の取組を支援する。

また、自身の能力を一企業にとらわれずに幅広く発揮したいなどの希望を持つ労働者が、希望に応じて幅広く副業・兼業を行える環境の整備に向けて、「副業・兼業の促進に関するガイドライン」(平成30年1月策定、令和2年9月改定)等の周知等を行う。

- (4) ワークライフバランスを促進する休暇制度・就業形態の導入支援による多様な働き方の普及・促進 1.4億円(1.2億円)

選択的週休3日制度も含め、働き方・休み方改革に取り組んでいる企業の好事例の紹介を行うとともに、多様な正社員(勤務時間限定正社員、勤務地限定正社員、職務限定正社員)制度について、事例の収集・提供等による更なる周知等を行う。

2 安全で健康に働くことができる職場づくり

補正1,730億円、当初288億円(290億円)

- (1) 職場における感染防止対策等の推進 10億円(9.8億円)

新型コロナウイルス感染症に関連する職場のメンタルヘルス不調等に伴う相談に対応するため、引き続き相談体制を確保するほか、高年齢労働者の感染防止対策を推進するため、社会福祉施設や飲食店等における利用者等と密に接する業務を簡素化するための設備の機械化等に係る経費の補助等を行う。

- (2) 長時間労働の是正 125億円(133億円)

- ① 生産性を高めながら労働時間の縮減等に取り組む事業者等の支援

82億円(90億円)

中小企業・小規模事業者の抱える様々な課題に対応するため、「働き方改革推進支援センター」によるワンストップ相談窓口において、関係機関と連携を図りつつ、個別訪問支援やセミナー等を実施する。

生産性を高めながら労働時間の短縮等に取り組む中小企業・小規模事業者に対して助成を行うとともに、働き方・休み方改善ポータルサイトを通じた企業の改善策の提供と好事例の紹介、働き方・休み方改善コンサルタントによる専門的な助言・指導等を行う。

- ② 自動車運送業、建設業、情報サービス業における勤務環境の改善(一部再掲)

59億円(54億円)

自動車運送業については、生産性向上を図りながら労働時間短縮に取り組むための助成金の活用を促進するとともに労働者の運転免許取得のための職業訓練等の支援を行う。また、トラック運送業については、荷主に対し、適正取引を促すために荷主と運送事業者の協力による取組事例の周知、意見交換・連携のきっかけづくり等の場の開催等を行う。

建設業については、生産性向上を図りながら労働時間短縮に取り組むための助成金の活用を促進するなど、長時間労働の是正、人材確保、安全衛生対策の推進等に向けた支援を行う。

情報サービス業（IT業界）については、地域レベルで発注者・受注者等が連携しながら働き方改革を推進するモデルを形成し、その過程や成果を他の地域等に周知、展開するなど、長時間労働の是正に向けた取組を行う。

- ③ 勤務間インターバル制度の導入促進（一部再掲） 27億円（24億円）
勤務間インターバル制度について、業種別導入マニュアルを引き続き作成するほか、中小企業が活用できる助成金制度を推進するとともに、制度導入に係る好事例の周知等を通じて、導入促進を図る。

- ④ 長時間労働の是正に向けた監督指導体制の強化等 30億円（31億円）
都道府県労働局及び労働基準監督署に時間外及び休日労働協定点検指導員を配置することにより、労働条件等の相談や助言指導体制を充実させるとともに、労働基準監督官OBを活用すること等により、労働基準監督機関の監督指導体制の充実を図る。

時間外及び休日労働協定（36協定）未届事業場や新規起業事業場等に対し、民間事業者を活用し、労働条件に係る相談支援等を行うとともに、時間外労働の上限規制など過重労働防止に関するセミナーの開催等により、きめ細やかな相談支援を実施する。

常設のフリーダイヤル「労働条件相談ほっとライン」や、労働条件に関する悩みの解消に役立つ労働条件ポータルサイト「確かめよう労働条件」を運営する。

また、高校生・大学生等に対して、労働法教育やブラックバイト対策の必要性等に係るセミナー等を開催するとともに、高校・大学の教員等に対して労働法の教え方に関する指導者用動画を作成する。

- ⑤ 長時間労働につながる取引環境の見直し 20百万円（20百万円）
大企業・親事業者の働き方改革に伴う下請等中小事業者への「しわ寄せ」防止に向けて11月の「しわ寄せ防止キャンペーン月間」に、中小企業庁等と連携し、集中的な周知啓発を行うことにより、長時間労働につながる取引が生じないよう、社会全体の機運の醸成を図る。

- ⑥ 年次有給休暇の取得促進等による休み方改革の推進 1.7億円（1.9億円）
年次有給休暇の取得促進に向けて、年次有給休暇の時季指定義務の周知徹底や、時間単位年次有給休暇の導入促進を行うとともに、10月の「年次有給休暇取得促進期間」や、年次有給休暇を取得しやすい時季に集中的な広報を行う。

地域のイベントや学校休業日の分散化（キッズウィーク）に合わせて年次有給休暇が取得できるよう取り組むなど、休み方改革を推進する。

- ⑦ 不妊治療と仕事の両立支援（再掲） 5.1億円（5.0億円）

(3) 労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備 126億円(118億円)

① 第13次労働災害防止計画重点業種等の労働災害防止対策の推進

61億円(52億円)

労働災害が増加傾向にある第三次産業等について、これまでに作成した各種労働災害防止対策ツールの活用を促すための広報や安全担当者の養成等のための講習会を行う。また、第三次産業における設備対策の強化、安全衛生管理体制の強化等についての検討を行うとともに、介護労働者の腰痛予防対策の促進を図る。

建設業については、墜落・転落災害防止対策の充実強化など建設工事における労働災害防止対策の促進を図る。また、一人親方等の安全衛生対策の推進を図る。

製造業等については、ICTを活用した高度な安全機能を有する機械等の活用を促進するための支援を行う。また、スマート保安の推進を図るため、ボイラー等の維持基準の在り方等について検討する。

併せて、伐木作業等に係る安全対策の充実など林業における労働災害防止対策の促進を図る。

② 高齢者の特性に配慮した安全衛生対策を行う企業への支援

7.4億円(6.5億円)

中小企業による高年齢労働者の安全・健康確保措置を支援するための助成を行う。また、「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に係る講習会を実施するとともに、高年齢労働者向けの労働災害防止対策事例等の活用促進を図る。

③ 産業保健活動、メンタルヘルス対策の推進

4.8億円(5.1億円)

産業保健総合支援センターにおける中小企業・小規模事業者への訪問支援等の実施、産業医等の産業保健関係者や事業者向け研修の充実等により、中小企業・小規模事業者の産業保健活動を支援する。

中小企業・小規模事業者に対する助成等により、ストレスチェック制度の実施を含むメンタルヘルス対策の取組の推進を図る。

④ 化学物質対策、石綿ばく露防止対策の徹底

1.7億円(1.5億円)

事業者による自律的な管理のために必要なばく露防止手法の検討、簡易なリスクアセスメント手法等の化学物質管理に資する支援ツールの開発、化学物質の危険有害性の情報伝達に必要なラベル・安全データシート(SDS)の活用促進を図る。

建築物の解体等に従事する労働者の石綿ばく露を防止するため、改正石綿障害予防規則に基づき、石綿の使用の有無の調査(事前調査)を徹底する等の施策の充実を図る。

(参考) 【令和3年度補正予算】

○ 建設アスベスト給付金の支給等

1,730億円

特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律に基づき、石綿関連疾病による精神上的苦痛を受けたことによる損害を賠償するための給付金等を支給するため、独立行政法人労働者健康安全機構に基金を創設する。

(4) 総合的なハラスメント対策の推進 39億円(41億円)

① 職場におけるハラスメント等への相談及び周知啓発の実施

38億円(41億円)

ハラスメントを含むあらゆる労働問題に関してワンストップで対応するため、全国の総合労働相談コーナーにおける相談体制の整備を図るとともに、ハラスメント被害を受けた労働者からの相談に迅速に対応するため、平日の夜間や休日も対応するフリーダイヤル、メール、SNSによる相談窓口を設置するほか、シンポジウムの開催等による集中的な周知啓発を実施する。

② 中小企業へのハラスメント対策取組支援【新規】

24百万円

令和4年4月1日より、パワーハラスメント防止措置が中小企業においても義務化されることから、企業のハラスメント相談窓口担当者等を対象に、雇用管理上の措置義務の内容から発展させたより効果的・効率的な相談対応や事実確認方法などについて、実務的な観点からの研修等を実施する。

③ カスタマーハラスメント対策等の推進【新規】

30百万円

顧客等からの著しい迷惑行為、いわゆるカスタマーハラスメントや就職活動中の学生等に対するセクシュアルハラスメント等の対策を推進するため、カスタマーハラスメント対策企業マニュアルによる研修の実施や就活ハラスメント対策事例集の作成を行う。

3 最低賃金・賃金の引上げに向けた生産性向上等の推進、同一労働同一賃金など雇用形態に関わらない公正な待遇の確保
補正394億円、当初272億円(285億円)

(1) 最低賃金・賃金の引上げに向けた生産性向上等に取り組む企業への支援

12億円(12億円)

最低賃金・賃金の引上げには、特に中小企業・小規模事業者の生産性向上が不可欠であり、事業場内の最低賃金を一定額以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行う中小企業・小規模事業者に対する業務改善助成金により、業務改善や生産性向上に係る企業のニーズに応え、その賃金引上げを支援する。

(参考) 【令和3年度補正予算】

- 最低賃金の引上げへの対応を支援するための業務改善助成金の拡充 135億円
コロナ禍においても事業場内の最低賃金の引上げを図る中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援するため、業務改善助成金の拡充を図る。

(2) 生活衛生関係営業者の収益力向上の推進等（再掲） 1. 1億円（88百万円）

最低賃金の引上げの影響が大きい生活衛生関係営業者に対して、最低賃金のルール
の徹底、収益力の向上等を目的としたセミナー等を実施し、新型コロナウイルス感染
症の影響により悪化した業績の回復を図る。

（参考）【令和3年度補正予算】

- 生活衛生関係営業者への経営に関する相談等支援（再掲） 2. 0億円
新型コロナウイルス感染症の影響により業績が悪化した生活衛生関係営業者に対し、専門
家等による各種給付金等の活用支援等、経営に関する相談等支援を行う。
- イベントの実施等による生活衛生関係営業の消費喚起（再掲） 4. 2億円
生活衛生関係営業者の業績回復を図るため、飲食店スタンプラリーや映画館の感染対策の
PR等、全国的なキャンペーンの実施や衛生水準の高さのアピールにより、消費喚起を図る。

(3) 同一労働同一賃金の取組の周知・相談支援（一部再掲） 29億円（41億円）

働き方改革関連法における雇用形態に関わらない公正な待遇の確保（同一労働同一
賃金）に関する規定の着実な履行確保を行うとともに、「働き方改革推進支援センタ
ー」によるワンストップ相談窓口において、労務管理等の専門家による、業界別同一
労働同一賃金導入マニュアル等を活用した支援や個別訪問支援、セミナー等により、
非正規雇用労働者の待遇改善を図る。

(4) 未払賃金立替払の確実・迅速な実施 221億円（222億円）

企業が倒産したために賃金が支払われないまま退職した労働者に対して、未払賃金
の一部を事業主に代わって支払う「未払賃金立替払制度」について、立替払いが受け
られるよう必要な原資を確保するとともに、立替払実地調査員等の配置による事務処
理体制の整備等迅速化のための対策を推進する。

(5) 非正規雇用労働者のキャリアアップの推進等 1. 1億円（1.2億円）

- ① 非正規雇用労働者の正社員化・処遇改善を行う企業への支援（一部再掲）
808億円の内数（708億円の内数）

非正規雇用労働者の正社員転換や処遇改善を推進するため、キャリアアップ助成
金の正社員化コースの助成対象を正社員待遇を受ける労働者への転換に重点化す
るとともに、賃金規定等改定コースの見直しなどを行う。

(参考) 【令和3年度補正予算】

- コロナ禍での非正規雇用労働者等に対する労働移動支援等 (再掲) 808億円
コロナ禍により大きな影響を受けている非正規雇用労働者等に対し、職業訓練と再就職支援を組み合わせ、労働移動やステップアップを支援するため、トライアル雇用助成金等の拡充、民間派遣会社を通じた研修・紹介予定派遣等を行う。
また、キャリアアップ助成金による非正規雇用労働者の正社員化や処遇改善を推進する。
その他、求職者支援制度の拡充を行う (制度要求)。

- ② 無期転換ルールの円滑な運用 1. 1億円 (1. 2億円)
労働契約法に基づく無期転換申込権が平成30年度から多くの有期契約労働者に発生していることを踏まえて、無期転換ルールの円滑な運用のための周知徹底等を行う。

- (6) 被用者保険の適用拡大に当たっての周知・専門家活用支援 7. 5億円 (7. 6億円)

中小企業等において、被用者保険の適用拡大に当たり、労働者への丁寧な説明等を行えるよう、事業者を対象とした説明会等による周知や専門家の活用支援等を行う。

4 公的部門における分配機能の強化

補正1, 665億円、当初2, 124億円(1, 738億円)

(1) 看護、介護、保育など現場で働く方々の収入の引上げ【新規】 395億円

「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）を踏まえ、以下の取組を実施する。

看護職員の処遇改善については、令和4年度診療報酬改定において、地域でコロナ医療など一定の役割を担う医療機関^(注1)に勤務する看護職員を対象に、10月以降収入を3%程度（月額平均12,000円相当）引き上げるための処遇改善の仕組み^(注2)を創設する。

介護・障害福祉職員の処遇改善については、令和4年10月以降について臨時的報酬改定を行い、収入を3%程度（月額平均9,000円相当）引き上げるための措置^(注3)を講じることとする。また、介護については、介護職員の処遇改善を円滑に実施するため、財政安定化基金への拠出に要する費用について、特例的に補助を行う。

児童養護施設等の職員の処遇改善については、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度（月額9,000円）引き上げるための措置を、令和4年10月以降においても、引き続き、実施する。

これらの処遇改善に当たっては、予算措置が執行面で確実に賃金に反映されるよう、適切な担保策を講じる。

※ 保育所等における収入の引上げについては、内閣府に計上

(注1) 救急医療管理加算を算定する救急搬送件数200台/年以上の医療機関及び三次救急を担う医療機関

(注2) 看護補助者、理学療法士・作業療法士等のコメディカルの処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることのできるよう柔軟な運用を認める。

(注3) 他の職員の処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることのできるよう柔軟な運用を認める。

(参考) 【令和3年度補正予算】

- 看護、介護、保育など現場で働く方々の収入の引上げ 1, 665億円
保育士等、介護・障害福祉職員を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度（月額9,000円）引き上げるための措置^(注1)を、令和4年2月から実施する。

看護については、まずは、地域でコロナ医療など一定の役割を担う医療機関^(注2)に勤務する看護職員を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、段階的に収入を3%程度引き上げていくこととし、収入を1%程度（月額4,000円）引き上げるための措置^(注3)を、令和4年2月から実施する。

※ 保育所等における収入の引上げについては、内閣府に計上

(注1) 他の職員の処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることのできるよう柔軟な運用を認める。

(注2) 「地域でコロナ医療など一定の役割を担う医療機関」：一定の救急医療を担う医療機関（救急医療管理加算を算定する救急搬送件数200台/年以上の医療機関及び三次救急を担う医療機関）

(注3) 看護補助者、理学療法士・作業療法士等のコメディカルの処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることのできるよう柔軟な運用を認める。

- (2) 地域医療構想の実現に向けた地域医療介護総合確保基金による支援（再掲）
751億円（851億円）
- (3) 医療従事者働き方改革の推進（再掲）
38億円（43億円）
- (4) 潜在看護師の復職支援等による人材確保【新規】（再掲）
33百万円
- (5) 介護分野における生産性向上の推進（再掲）
9.3億円（7.3億円）
- (6) 総合的・計画的な介護人材確保の推進【一部新規】（再掲）
137億円（137億円）
- (7) 介護職員の処遇改善の促進（再掲）
508億円（508億円）
- (8) 介護助手等の普及を通じた多様な就労の促進【新規】（再掲）
生活困窮者就労準備支援事業費等補助金386億円の内数
地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）137億円の内数
- (9) 保育人材確保のための総合的な対策（後掲）
284億円（191億円）

5 治療と仕事の両立支援

当初32億円(33億円)

- (1) 治療と仕事の両立支援に関する取組の促進
15億円（16億円）
- 労働者が治療と仕事を両立できる環境を整備するため、「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」の普及啓発など、両立支援の導入・拡充に向けて一般国民を含めた周知・啓発を推進する。
- 治療と仕事の両立を図るための制度の導入を図る企業に対して助成、個別訪問等の支援を行う。
- (2) トライアングル型サポート体制の構築（一部再掲）
32億円（33億円）
- 個々の患者ごとの治療と仕事の両立に向けた支援を行う両立支援コーディネーターの育成・配置促進等を図る。
- 主治医、会社、産業医が効果的に連携するため、がん、難病等について、疾患ごとの治療方法や症状の特徴、両立支援に当たっての留意事項を示した疾患別サポートマニュアル等の普及を図る。
- ハローワークとがん診療連携拠点病院等が連携し、がん患者等に対する就労支援を引き続き実施する。

がん患者等に対して、病気の治療と仕事の両立を社会的にサポートするため、がん診療連携拠点病院等における各個人の状況に応じた「治療と仕事両立プラン」を活用した就労支援を引き続き実施する。

難病患者の就労支援を着実に実施するため、都道府県等の難病相談支援センターにおける相談支援を引き続き実施する。

第6 子どもを産み育てやすい社会の実現

子どもを産み育てやすい環境を整備するため、児童虐待防止対策及び社会的養育の迅速かつ強力な推進、母子保健医療対策、子どもの貧困とひとり親家庭対策を推進する。また、「新子育て安心プラン」をはじめとした総合的な子育て支援を行うとともに、保育人材の確保・処遇改善を図ることで「希望出生率1.8」の実現を目指す。

1 子育て家庭や女性を包括的に支援する体制の構築

補正602億円、当初252億円(239億円)

- (1) 子どもらしい生活を送ることができないヤングケアラーを福祉サービスにつなぐコーディネーターの配置や実態調査・研修等支援体制の強化【新規】

ヤングケアラーについて、令和4年度から3年間を「集中取組期間」として、中・高校生の認知度5割を目指し社会的認知度の向上に取り組むとともに、自治体による実態調査や研修を支援する。コーディネーターの配置やピアサポートなど自治体の先進的な取組を支援する。また、当事者団体や支援団体のネットワークづくりを支援する。

(参考) 【令和3年度補正予算】

- 母子保健と児童福祉の一体的提供に向けた支援 602億円
妊産婦や子育て世帯、子どもへの一体的相談支援を行う機関を整備するとともに、子育て家庭への訪問家事・育児支援や、居場所のない子どもの居場所づくり、困難を抱えた妊産婦への滞在型支援等を実施し、包括的な支援体制の構築を図る。

- (2) 困難な問題を抱える女性への支援体制の充実・強化を図るための婦人保護施設の機能強化、婦人相談員の処遇改善、NPO法人等との協働による支援の推進

① 婦人保護施設の機能強化

婦人保護施設の専門性・ノウハウを活かし、困難な問題を抱える女性への支援を展開する地域のNPO等の支援体制を強化するため、婦人保護施設に民間団体支援専門員の新たな配置又は心理療法担当職員の加配を行う。また、婦人保護施設入所者等に係る一般生活費の基準単価を改善し、施設入所者の生活水準の向上を図る。

② 婦人相談員の処遇改善

婦人相談員について、適切な処遇の確保に向けて、婦人相談員手当に経験年数に応じた加算を設定するとともに、期末手当を支給した場合の加算を新設する。

③ 官・民の協働による支援の推進【新規】

多様化・複合化、複雑化する女性が抱える困難な問題の現状に対応するため、婦人相談所や婦人保護施設、婦人相談員とともに、特色や強みを活かしながら、多様な相談への対応や自立に向けた支援を担う民間団体による地域における取組を推進する自治体に対する補助事業である「民間団体支援強化・推進事業」を創設する。

④ 若年被害女性等支援事業の拡充

相談対応の質の向上や、より安全・安心な居場所の提供に向けて、相談対応職員の研修受講の促進、居場所支援における夜間の生活支援員の増員や警備体制の確保、特に配慮を必要とする若年女性を受け入れる場合の個別対応職員の加配等を行うことで、民間団体による困難な問題を抱える女性への支援体制の更なる強化を図る。

(3) 生涯にわたる女性の健康の包括的支援 11億円(2.0億円)

① 女性の健康に関する情報発信の強化等 2.0億円(2.0億円)

女性のライフステージや生活環境に寄り添った支援として、女性特有の病気や健康状態に関するセルフチェックやスマホを含む様々な媒体で使いやすいコンテンツづくりを通じた情報発信を強化するほか、受診勧奨を目的としたセルフチェックの有効性に係る検証事業を継続して実施する。

② 妊産婦等の健康支援を実施する性と健康の相談センターの創設【新規】

9.2億円

都道府県が実施主体として実施している「女性健康支援センター」、「不妊専門相談センター」などを統合して、「性と健康の相談センター事業」を創設し、不妊治療や出生前遺伝学的検査(NIPT)に係る専門的な相談対応及び性や妊娠に係る啓発等総合的な性や生殖に関する健康支援を行う。

2 児童虐待防止対策・社会的養育の迅速かつ強力な推進

補正105億円、当初1,639億円(1,639億円)

(1) 児童虐待防止対策の推進

① 子ども食堂や子どもへの宅食等を行う民間団体等も含めた地域における子どもの見守り体制の強化【新規】

子ども食堂や子どもへの宅食等を行う民間団体等と連携して、食事の提供や学習支援等、クーポン・バウチャーを活用した子育て支援等サービスを通じた子どもの状況把握を行うことにより、地域における子どもの見守り体制の強化を支援する。

② 子どもの意見・意向表明（アドボケイト）の推進等による子どもの権利擁護の強化

子どもの権利擁護を図る観点から、子どもの意見・意向表明（アドボケイト）について先進的な取組を行う自治体を支援する。

また、児童相談所での第三者評価の推進を図るため、第三者評価の受審に要する費用の補助制度を創設する。さらに、一時保護中の通学支援について、一時保護所等が原籍校から離れていることを理由に通学の制限が行われないよう、原籍校への送迎を支援する。

(参考) 【令和3年度補正予算】

○ 虐待防止のための情報共有システムの整備等 ICT活用による児童虐待防止対策の強化 76億円

児童虐待に関する全国統一の情報共有システムの整備を進め、児童相談所・市町村における情報共有や、転居ケース等における対応を効率的・効果的に行う取組を支援するとともに、一時保護の判断に当たり、AIを活用した緊急性の判断に資する全国統一のツールの開発を促進する。

また、子どもや保護者が相談しやすくなるようSNSによる相談体制の構築を行うとともに、児童相談所、婦人相談所等においてテレビ会議やタブレット端末等の活用を促進し、業務の負担軽減・ICT化を図る。

○ 社会福祉施設等の耐災害性強化等（再掲） 241億円

児童福祉施設や障害者支援施設、介護施設等の災害復旧や、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づく耐震化整備、非常用自家発電設備の設置、浸水対策等について支援を行う。

(2) 家庭養育優先原則に基づく取組の推進

① 「里親委託・施設地域分散化等加速化プラン」に基づく里親委託や施設の小規模化・地域分散化の推進【一部新規】

都道府県社会的養育推進計画による里親委託、施設の小規模化・地域分散化等の取組を強力に推進するため、「里親委託・施設地域分散化等加速化プラン」に基づき、引き続き、令和6年度末までの集中取組期間における補助率の嵩上げ（1/2→2/3）や用地確保支援等を行い、意欲のある自治体の取組を強力に支援する。

② 里親包括支援事業（フォスタリング事業）の強化

フォスタリング機関が、里親家庭の一時的な休息（レスパイト）のために行う子どもの一時預かり事業、経験豊富な里親を新規登録の里親支援のために派遣する事業を新たに創設するとともに、里親委託に意欲的に取り組む自治体が行う先駆的な取組を支援するモデル事業を通じて先駆的な取組事例の横展開を行うことなどにより、里親家庭に対する養育支援等の充実強化を図る。

③ 特別養子縁組の民間あっせん機関の支援体制の強化

特別養子縁組の民間あっせん機関に対する助成事業（モデル事業）について、年度ごとに補助事業者を採択する仕組みの一部を一般事業化することで、民間あっせん機関による取組の安定化を図るとともに、補助対象となる事業者数を拡大する。

④ 児童養護施設退所者等（ケアリーバー）への支援の強化

児童養護施設退所者等（ケアリーバー）への自立支援に関する取組を強化するため、各自治体に複数名のコーディネーターの配置を可能とするとともに、医療機関や就労支援機関への同行支援を促すための補助単価の拡充等を行うほか、身元保証人確保の支援対象者について、措置解除等より2年以内の者から、5年以内の者まで拡大する。

3 不妊症・不育症に対する総合的支援の推進

補正67億円、当初187億円(37億円)

(1) 不育症検査への助成

12億円(12億円)

不育症患者の経済的負担を軽減するとともに、研究段階にある新たな不育症の検査の保険適用を推進するため、不育症検査に要する費用への助成を行う。

(2) 不妊症・不育症に対する相談支援等【一部新規】 11億円(6.3億円)

不妊症・不育症の方への相談支援の充実を図るため、関係者による協議会の設置を図るほか、流産・死産に対するグリーフケアを含む相談支援、不妊症・不育症に悩む方へ寄り添った支援を行うピアサポート活動や、性と健康の相談センターを拠点としたカウンセラーの配置等の推進を図る。また、国において不妊治療等に関する広報啓発、ピアサポーター等の研修を実施する。

(3) 里親・特別養子縁組制度の普及啓発 2.1億円(2.1億円)

不妊治療実施医療機関などにおける、里親・特別養子縁組制度の普及啓発等を強化する。

(4) 小児・AYA世代のがん患者等の妊よう性温存療法のための支援(再掲) 11億円(11億円)

(5) 不妊治療と仕事の両立支援(再掲) 5.1億円(5.0億円)

☆不妊治療の保険適用 145億円
令和4年4月から不妊治療の保険適用を実施。子どもを持ちたいという方々が安心して有効で安全な不妊治療を受けられるよう適切な医療の評価を実施。

(参考)【令和3年度補正予算】

○ 不妊治療の保険適用の円滑な移行に向けた支援 67億円
令和4年度からの不妊治療の保険適用の円滑な実施に向け、年度をまたぐ一連の治療に対して、経過措置として助成金を支給する。

4 成育基本法を踏まえた母子保健医療対策の推進

補正121億円、当初155億円(159億円)

(1) 非課税世帯に対する利用料減免などの産後ケア事業の推進 44億円(42億円)

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う産後ケア事業について、新たに非課税世帯に対する利用料減免や、24時間365日の受入体制を整備することで、支援を必要とする産婦が適切な支援を受けられる体制整備を図る。また、安定した事業運営が行われるよう、補助単価の見直しを図る。

(2) オンライン相談や健診に必要な備品整備などの地域の母子保健事業の強化【新規】
5.3億円

新たに両親学級のオンライン実施やSNSを活用したオンライン相談、母子保健に関する記録の電子化及び各種健診に必要な備品（屈折検査機器等）の整備など、地域の実情に応じた母子保健対策の強化を図るための事業を創設する。

(3) 多胎妊産婦への経験者による相談支援、育児サポーター派遣等
17億円（19億円）

育児等の負担が大きく孤立しやすい多胎妊婦や多胎育児家庭を支援するため、多胎児の育児経験者家族との交流会の開催、育児等サポーターによる産前・産後における日常の育児に関する介助等の支援を行うとともに、多胎児を妊娠した方に対し、単胎の場合よりも負担が大きい妊婦健康診査の費用を補助することで、多胎妊産婦等への負担軽減を図る。

(4) 予防のための子どもの死亡検証に関する広報、適切な出生前検査の広報啓発
4.0億円（2.3億円）

① 予防のための子どもの死亡検証体制整備【一部新規】

予防のための子どもの死亡検証（Child Death Review）について、体制整備に向け、都道府県における実施体制を検討するためのモデル事業として、子どもの死因究明にかかるデータ収集及び整理、有識者や多機関による検証並びに検証結果を踏まえた政策提言を行うための費用の支援を実施するとともに、国において、必要なデータや提言の集約、技術的支援を実施する。

また、子どもの死亡に関する情報について、一覧性があり、検索がしやすいポータルサイトを新たに整備し、予防可能な子どもの死亡事故の予防策等について普及・啓発を行う。

② 出生前検査認証制度等に関する広報啓発【新規】

NIPT等出生前遺伝学的検査の適切な運用に資するよう、自治体における妊婦等に対する正しい情報の提供及び相談支援、認証医療機関における受検を促進するための広報啓発を行う。

（参考）【令和3年度補正予算】

- 産後ケア事業を行う施設整備の促進、妊産婦等への支援 5.3億円
出産後の母子に対して心身のケア等を行う産後ケア事業について、2024年度末までの全国展開に向け、施設整備に係る国庫補助率を上げ、設置を促進する。
また、新型コロナウイルス感染症の影響により、不安を抱え困難な状況にある妊産婦への相談支援や健康診査を受診しづらい状況にある幼児への支援等を行う。

5 「新子育て安心プラン」をはじめとした総合的な子育て支援 補正554億円、当初969億円（969億円）

(1) 保育の受け皿整備・保育人材の確保等 969億円（969億円）

できるだけ早く待機児童の解消を目指し、女性(25～44歳)の就業率の上昇に対応するため、「新子育て安心プラン」に基づき、保育所等の整備などを推進するとともに、保育を支える保育人材の確保のため、保育士・保育の現場の魅力発信や保育士の業務負担軽減等を実施する。

① 保育の受け皿整備 482億円（602億円）

「新子育て安心プラン」に基づき、意欲のある自治体の取組を積極的に支援するため、補助率の嵩上げ（1/2→2/3）等による保育所等の整備を推進する。

また、新型コロナウイルス感染症対策として実施する修繕（トイレ・調理場等の乾式化、非接触型の蛇口の設置等）に必要な経費を支援する。

② 保育人材確保のための総合的な対策 284億円（191億円）

保育士の業務負担の軽減・働き方の見直しを行い、魅力ある職場づくりを支援するため、保育支援者を活用し、保育士の業務負担を軽減する事業について、各施設において、計画的に保育士等の勤務環境の改善等に関する取組が図られるよう、補助要件を見直す。

③ 多様な保育の充実 111億円（110億円）

保育所等における医療的ケア児の受入体制の整備に向けて、計画に基づき体制整備を進める市町村に対する補助率の嵩上げを行う（1/2→2/3）とともに、2名以上の医療的ケア児の受け入れが見込まれる保育所等において、看護師等を複数配置する場合の加算を創設する。

また、保育環境の向上等を図るため、老朽化した備品や、フローリング貼・カーペット敷等の設備の購入や更新及び改修等に必要な経費を補助するとともに、1施設1回限りとされている要件を緩和する。

④ 認可外保育施設の質の確保・向上 15億円（20億円）

認可外保育施設が遵守・留意すべき内容や重大事故防止に関する指導・助言を行う「巡回支援指導員」の地方自治体への配置や、必要な知識、技能の修得及び資質の確保の研修の実施等、認可外保育施設の質の確保・向上に取り組む。

認可保育所への移行を目指す認可外保育施設等について、認可外保育施設指導監督基準の適合に必要な改修費や移転費等を支援する。

(参考) 【令和3年度補正予算】

- 「新子育て安心プラン」に基づく保育の受け皿整備・人材確保 515億円
「新子育て安心プラン」に基づき、保育所等の整備を推進するとともに、保育人材の確保のため、ICT化の推進による保育士の業務負担軽減や、指定保育士養成施設に通う学生の修学資金等の貸付原資の積み増しを行う。
※ 放課後児童クラブの整備の促進やICT化等の推進については、内閣府に計上
- 社会福祉施設等の耐災害性強化等(再掲) 241億円
児童福祉施設や障害者支援施設、介護施設等の災害復旧や、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づく耐震化整備、非常用自家発電設備の設置、浸水対策等について支援を行う。

(2) 子ども・子育て支援新制度の推進

※内閣府において計上

① 教育・保育、地域の子ども・子育て支援の充実

「新子育て安心プラン」に基づき、保育の受け皿確保を行うとともに、引き続き、すべての子ども・子育て家庭を対象に、市町村が実施主体となり、教育・保育、地域の子ども・子育て支援の量的拡充及び質の向上等を図る。

ア 子どものための教育・保育給付等

- ・ 施設型給付、委託費(認定こども園、幼稚園、保育所に係る運営費)
- ・ 地域型保育給付(家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育に係る運営費)
- ・ 子育てのための施設等利用給付 等

<令和4年度予算案における主な充実事項>

- ・ 保育士等・幼稚園教諭を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度(月額9,000円)引き上げるための措置(※)を、令和4年10月以降においても公定価格において実施する。

(※)他の職員の処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認める。

イ 地域子ども・子育て支援事業

市町村が地域の実情に応じて実施する事業を支援する。

- ・ 利用者支援事業、延長保育事業、放課後児童健全育成事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業) 等

<令和4年度予算案における主な充実事項>

- ・ 利用者支援事業の基本型を実施する事業所が、一体的相談機関(母子保健と児童福祉の相談機能を一体的に運営する機関)と連携するために必要な経費を支援する。

- ・ 認可保育所の保育士等と同様に、放課後児童クラブの放課後児童支援員等についても処遇改善を実施する。
- ・ 放課後児童クラブの「障害児受入強化推進事業」について、以下の拡充を行う。
 - ① 障害児を6人以上8人以下受け入れる場合は現行の1名に加え、更に1名の職員を加配（計2名）、障害児9人以上受け入れる場合は現行の1名に加え、更に2名の職員を加配（計3名）できるように補助単価を拡充。
 - ② 医療的ケア児を受け入れる場合に、看護職員等が当該児童への付き添い等による送迎や病院への付き添い等を行った場合の補助を創設。
- ・ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）について、基本事業及び病児緊急対応強化事業について、会員数及び利用件数の多い自治体が円滑に事業を実施できるよう、基準額に新たな区分を設定する。

② 放課後児童クラブの受け皿整備（一部再掲）

「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、2023年度末までに約30万人分の受け皿の整備を図るとともに、引き続き、施設整備費の補助率の嵩上げ（公立の場合：1/3→2/3）を行う。

③ 企業主導による多様な就労形態等に対応した多様な保育の支援

仕事と子育てとの両立に資する子ども・子育て支援の提供体制の充実を図るため、企業主導型の事業所内保育等の保育を支援する。

④ 児童手当の支給

家庭等の生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、児童手当の支給を行う。

なお、令和3年通常国会において成立した子ども・子育て支援法及び児童手当法の一部を改正する法律に基づき、高所得者の主たる生計維持者（年収1,200万円以上の者（子ども2人と年収103万円以下の配偶者の場合））を特例給付の対象外とし、令和4年10月支給分から適用することとしている。

6 ひとり親家庭等の自立支援の推進

補正24億円、当初1,793億円(1,756億円)

(1) ひとり親家庭等への就業・生活支援など総合的な支援体制の強化

① ひとり親家庭への相談支援体制の充実

ひとり親家庭が抱える問題が多様化する中で、専門的な総合相談窓口において、相談者のニーズをワンストップで正確に把握し、一人一人に合った的確な支援につなげることを可能とするため、母子・父子自立支援員が、弁護士や臨床心理士等の専門職種のバックアップを受けながら相談支援を行える体制づくりに必要な費用の補助等を行い、相談支援体制の強化を図る。

(参考) 【令和3年度補正予算】

- ひとり親家庭等に対するワンストップ相談体制の構築・強化 1.6億円
ひとり親家庭等が必要な支援につながり、自立に向けた適切な支援を受けられるよう、IT機器等の活用をはじめとしたひとり親家庭等のワンストップ相談及びプッシュ型支援体制の構築・強化を図る自治体の取組を支援する。

② 高等職業訓練促進給付金の対象資格の拡充等の特例措置の継続、自立支援教育訓練給付金によるひとり親の就業支援の促進

ひとり親が就労し安定した収入を得て自立することを支援するため、訓練中の生活費を支援する高等職業訓練促進給付金の対象資格の拡充・訓練期間の緩和の措置を令和4年度も継続するとともに、訓練経費を支援する自立支援教育訓練給付金について一定の要件を満たす場合に、その上限額の引上げを図る。

③ 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の給付金の支給方法の改善

ひとり親家庭の親の学び直しを支援し、より良い条件での就職や転職、大学や養成機関等での更なる訓練等を通じたステップアップの可能性を広げるため、高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の給付金を受講開始時にも一部支給できるよう改善を図る。

(2) 子どもの学習・生活支援事業の推進【一部新規】

594億円の内数(555億円の内数)

保護者を対象とした進路相談や子どもの体験学習への支援を拡充し、生活保護受給世帯を含む生活困窮世帯の子どもを対象とした学習・生活支援事業を推進する。

(参考) 【令和3年度補正予算】

- ひとり親家庭等の子どもの食事等支援 2.2億円
子どもの貧困や孤独・孤立への緊急的な対応として、ひとり親家庭等の要支援世帯を対象とした子ども食堂や子ども宅食、フードパントリー等を実施する事業者に対し、中間支援法人を通じ、運営や物資の支援等を行う。

第7 地域共生社会の実現に向けた地域づくりと暮らしの安心確保

すべての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り高め合う地域共生社会の実現に向けて、相談支援、参加支援、地域づくりの一体的実施による重層的支援体制の整備促進、生活困窮者自立支援、ひきこもり支援、自殺総合対策、孤独・孤立対策の推進、成年後見制度の利用促進などを図り、自立した生活の実現と暮らしの安心を確保する。

1 相談支援、参加支援、地域づくりの一体的実施による重層的支援体制の整備促進 当初261億円(116億円)

(1) 重層的支援体制整備事業の促進 232億円(76億円)

属性を問わない相談支援、多様な参加支援の推進、地域づくりに向けた支援を一体的に行う重層的支援体制整備事業の実施を促進する。

(2) 包括的な支援体制の整備に向けた支援【一部新規】 29億円(40億円)

地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対する包括的な支援体制の更なる強化を図るため、市町村による重層的支援体制整備事業への移行に向けた支援や都道府県による市町村への後方支援を実施するほか、良質な支援者を育成するため重層的支援体制整備事業の従事者等に対して国主体による人材養成研修を実施する。

2 生活困窮者自立支援、ひきこもり支援、自殺総合対策、孤独・孤立対策 補正5,624億円、当初706億円(675億円)

(1) 生活困窮者等の自立支援の強化、住居確保給付金等による住まい確保の支援【一部新規】 594億円の内数(555億円の内数)

生活困窮者自立支援制度の各種事業の安定的な体制や居住支援体制の強化を図るとともに、生活困窮者自立支援の体制・機能強化を図る。

生活困窮者の安定的な生活基盤を確保できるよう、住居確保給付金の支給や一時生活支援事業の共同実施への支援を行う等、生活困窮者支援を推進する。

- (2) 地方公共団体と連携したハローワークにおける生活困窮者等に対する就労支援
75億円(84億円)

ハローワークが地方公共団体と連携して生活保護受給者・生活困窮者等に対する就労支援を実施し、就労による自立を促進する。

- (3) ひきこもり支援の充実及び良質な支援者の育成【一部新規】
594億円の内数(555億円の内数)

ひきこもり地域支援センターの設置主体を拡充する等、より身近な基礎自治体における相談窓口の設置や支援内容の充実を図るとともに、都道府県がバックアップする体制を構築する。

また、ひきこもり地域支援センター職員に対し、知識や支援手法を習得するための国主体の研修を実施し、良質な支援者を育成する。

- (4) 地域自殺対策強化交付金による自殺対策の推進
29億円(28億円)
自殺対策基本法及び自殺総合対策大綱に基づき、地域の実情に応じた実践的な自殺対策の取組を支援する。

また、地方自治体や民間団体が実施する自殺防止に係るSNS・電話等の相談対応や相談員の養成等の取組に継続的な支援を行う。

- (5) 自殺対策における指定調査研究等法人機能の確保等【一部新規】
6.9億円(6.7億円)

我が国の自殺対策の中核として機能する指定調査研究等法人において、自殺未遂者レジストリ制度を構築するとともに、調査研究の充実や地域の自殺対策への取組支援、地域自殺対策推進センターの運営のために必要な支援を行い、自殺対策を推進する。

- (6) 保険者とかかりつけ医等の協働による加入者の予防健康づくりの実施(再掲)
1.1億円(1.0億円)

(参考) 【令和3年度補正予算】

- 個人向け緊急小口資金の特例貸付等の各種支援の実施 5, 621億円
新型コロナウイルス感染症の影響により、生活に困窮する世帯を支援するため、緊急小口資金・総合支援資金（初回）及び住居確保給付金の特例措置並びに生活困窮者自立支援金について、令和4年3月末まで申請期限を延長する。また、総合支援資金（再貸付）に代えて、総合支援資金（初回）を借り終えた一定の困窮世帯にも生活困窮者自立支援金を支給するとともに、再支給を可能とする。
さらに、生活保護受給者に対する就労支援について、新型コロナウイルス感染症の影響等による雇用環境の変化に応じた職場の開拓等を行う自治体を支援することにより、その機能を強化する。
- 生活困窮者・ひきこもり支援体制、自殺防止対策、孤独・孤立対策の強化等 66億円
生活困窮者等の多様な支援ニーズに対応できるよう、福祉事務所、自立相談支援機関、社会福祉法人等における相談支援・事務処理体制の強化やICT化の促進を図るとともに、住まいの確保や居場所づくり等を行う民間団体の取組を支援する。
また、市町村等におけるひきこもり支援体制の構築を加速化するとともに、都道府県・市町村や民間団体が行う自殺防止に関する相談体制等の強化を支援する。

3 生活保護制度の適正実施

補正8. 3億円、当初2兆8, 480億円(2兆8, 699億円)

- (1) 生活保護に係る国庫負担 2兆8, 013億円(2兆8, 218億円)

生活保護を必要とする方に対して確実に保護を実施するため、生活保護制度に係る国庫負担に要する経費を確保する。また、生活保護制度が国民の信頼に応えられるよう、就労等による自立支援の強化等を進める。

- (2) 生活保護の適正実施【一部新規】 128億円(134億円)

生活保護の適正な運営を確保するため、レセプトを活用した医療扶助の適正化や、収入資産調査の充実強化等による認定事務の適正化等を実施する地方自治体の支援を行う。

(参考) 【令和3年度補正予算】

- 自治体等における介護・障害福祉分野等のシステム標準化等の推進(再掲) 41億円
介護保険関係業務や障害福祉関係業務等について、自治体等における業務プロセスや情報システムの標準化等を推進するとともに、マイナンバー連携等を推進し、業務の効率化や利用者の利便性向上を図る。
- 個人向け緊急小口資金の特例貸付等の各種支援の実施(再掲) 5,621億円
新型コロナウイルス感染症の影響により、生活に困窮する世帯を支援するため、緊急小口資金・総合支援資金(初回)及び住居確保給付金の特例措置並びに生活困窮者自立支援金について、令和4年3月末まで申請期限を延長する。また、総合支援資金(再貸付)に代えて、総合支援資金(初回)を借り終えた一定の困窮世帯にも生活困窮者自立支援金を支給するとともに、再支給を可能とする。
さらに、生活保護受給者に対する就労支援について、新型コロナウイルス感染症の影響等による雇用環境の変化に応じた職場の開拓等を行う自治体を支援することにより、その機能を強化する。
- 生活困窮者・ひきこもり支援体制、自殺防止対策、孤独・孤立対策の強化等(再掲) 66億円
生活困窮者等の多様な支援ニーズに対応できるよう、福祉事務所、自立相談支援機関、社会福祉法人等における相談支援・事務処理体制の強化やICT化の促進を図るとともに、住まいの確保や居場所づくり等を行う民間団体の取組を支援する。
また、市町村等におけるひきこもり支援体制の構築を加速化するとともに、都道府県・市町村や民間団体が行う自殺防止に関する相談体制等の強化を支援する。

4 成年後見制度の利用促進

当初6.4億円(5.9億円)

(1) 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの推進【一部新規】

5.1億円(5.9億円)

都道府県において、司法専門職等との定期的な協議・権利擁護支援に関する助言・アドバイザーの派遣等の仕組みを構築することで、市町村による中核機関の体制整備を推進する。

また、市町村において、相談対応時における関係機関の役割調整、専門職後見人から市民後見人への交代を想定した受任方針の検討等の中核機関のコーディネート機能を強化することで、権利擁護支援の地域連携ネットワークの機能強化を図る。

(2) 意思決定支援の推進等による権利擁護支援の強化【新規】

1.3億円

意思決定支援を推進するため、都道府県等において、市民後見人や福祉・司法の関係を対象にした研修を実施する。

また、民間団体等も含めた多様な主体による権利擁護支援体制の強化を図るため、多様な主体が参画する連携・協力体制づくりのモデル的な取組を実施する。

(3) 成年後見制度の担い手の確保や制度の利用に係る費用の助成

地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）137億円の内数（137億円の内数）

地域生活支援事業費等補助金518億円の内数（513億円の内数）

地域支援事業交付金1,928億円の内数（1,942億円の内数）

市民後見人や法人後見といった成年後見制度の担い手の育成を推進するとともに、低所得の高齢者・障害者に対する成年後見制度の申立費用や報酬への助成等を推進する。

5 福祉・介護人材確保対策等の推進

補正16億円、当初1,055億円(1,070億円)

(1) 総合的・計画的な介護人材確保の推進【一部新規】(再掲)

137億円(137億円)

(2) 介護職員の処遇改善の促進(再掲)

508億円(508億円)

(3) 介護の仕事の魅力等に関する情報発信(再掲)

3.6億円(5.6億円)

地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）137億円の内数（137億円の内数）

(4) 介護助手等の普及を通じた多様な就労の促進【新規】(再掲)

生活困窮者就労準備支援事業費等補助金386億円の内数

地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）137億円の内数

(5) 外国人介護人材の受入環境の整備(再掲)

8.3億円(9.5億円)

(6) ハローワークの専門窓口での支援、「医療・福祉分野充足促進プロジェクト」の推進(再掲)

44億円(45億円)

(7) 雇用と福祉の連携による離職者への介護・障害福祉分野への就職支援(再掲)

25億円(26億円)

(8) 認定制度の実施等による優良な民間人材サービス事業者の推奨(再掲)

60百万円(88百万円)

(9) 社会福祉連携推進法人制度の円滑な施行に向けた支援【一部新規】

3. 5億円(4. 1億円)

社会福祉法人等の連携・協働を図るため、新たに創設する「社会福祉連携推進法人」制度の立ち上げに必要な支援を行うとともに、小規模な社会福祉法人等が連携して行う地域貢献事業の推進を図るための取組等を支援する。

(参考) 【令和3年度補正予算】

- 生活困窮者・ひきこもり支援体制、自殺防止対策、孤独・孤立対策の強化等(再掲)

66億円

生活困窮者等の多様な支援ニーズに対応できるよう、福祉事務所、自立相談支援機関、社会福祉法人等における相談支援・事務処理体制の強化やICT化の促進を図るとともに、住まいの確保や居場所づくり等を行う民間団体の取組を支援する。

また、市町村等におけるひきこもり支援体制の構築を加速化するとともに、都道府県・市町村や民間団体が行う自殺防止に関する相談体制等の強化を支援する。

(10) 社会福祉施設職員等退職手当共済制度の円滑な実施に係る支援

264億円(265億円)

社会福祉法人が経営する社会福祉施設等の職員のための退職手当共済制度を安定的に運営させることにより、社会福祉施設等に従事する職員の処遇の確保を図る。

(11) 災害時における福祉支援体制の整備推進【一部新規】

3. 0億円(3. 3億円)

都道府県が組成して、災害時における避難所等での要配慮者支援を行う災害派遣福祉チーム(DWAT)の都道府県間の応援派遣や、全国研修を一体的に行うセンター機能を整備すること等により、災害福祉支援ネットワークの充実を図る。また、災害時に社会福祉協議会が災害ボランティアセンターを迅速かつ適切に設置・運営できるよう、国、都道府県、市町村の各段階で平時からの実践的な研修や実地による訓練を推進する。

6 戦傷病者・戦没者遺族、中国残留邦人等の援護など

補正6. 2億円、当初194億円(204億円)

(1) 戦傷病者・戦没者遺族等の援護 55億円(65億円)

戦傷病者及び戦没者遺族等の援護のため、援護年金等について必要な経費を措置する。特に、令和2年4月から請求受付が開始された戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の支給並びに令和3年4月から請求受付が開始された戦傷病者等の妻に対する特別給付金の支給に必要な事務費を引き続き措置する。

(2) 戦没者遺骨収集等の強力な推進 33億円(28億円)

これまでの資料調査等で得られた情報をもとに、残された遺骨の収集に向け、南方地域の現地調査や旧ソ連地域の埋葬地調査を引き続き実施するとともに、硫黄島における滑走路地区の調査等を計画的に実施し、遺骨収集事業の一層の推進を図る。また、DNA鑑定の体制整備、新たな鑑定技術の研究・活用を通じ、遺族への遺骨の返還を推進する。

(3) 中国残留邦人等の援護など 93億円(98億円)

中国残留邦人等への援護を着実に実施するほか、抑留者関係資料の取得及び特定作業について必要な経費を措置する。

第8 障害児・者支援の総合的な推進

障害児・障害者の社会参加の機会の確保と地域社会における共生を支援するため、障害福祉サービスの充実、地域生活支援の着実な実施や就労支援、精神障害者や発達障害者などへの支援施策を推進する。

1 障害福祉サービスの確保、地域生活支援などの障害児・障害者支援の推進

補正123億円、当初2兆3,342億円(2兆2,148億円)

(1) 良質な障害福祉サービス等の確保 1兆7,960億円(1兆6,789億円)

障害児・障害者が地域や住み慣れた場所で暮らすために必要な障害福祉サービス等を総合的に確保する。

(2) 地域生活支援事業等の着実な実施【一部新規】 518億円(513億円)

意思疎通支援や移動支援など障害児・障害者の地域生活を支援する事業について、地域の特性や利用者の状況に応じた事業の着実な実施を図る。

(3) 障害児・障害者への福祉サービス提供体制の基盤整備 48億円(48億円)

地域移行の受け皿としてのグループホームや生活介護等を行う日中活動系事業所、障害児支援の拠点となる児童発達支援センター等の整備を促進する。

(参考) 【令和3年度補正予算】

- 自治体等における介護・障害福祉分野等のシステム標準化等の推進(再掲) 41億円
介護保険関係業務や障害福祉関係業務等について、自治体等における業務プロセスや情報システムの標準化等を推進するとともに、マイナンバー連携等を推進し、業務の効率化や利用者の利便性向上を図る。
- 障害福祉分野のICT・ロボット等導入支援 7.5億円
障害福祉サービス事業所等におけるICT・ロボット等の導入を支援することにより、介護業務等の負担軽減等を図り、生産性の向上、労働環境の改善等を通じて安全・安心な障害福祉サービスの提供等を推進する。
- 社会福祉施設等の耐災害性強化等(再掲) 241億円
児童福祉施設や障害者支援施設、介護施設等の災害復旧や、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づく耐震化整備、非常用自家発電設備の設置、浸水対策等について支援を行う。

(4) 障害児・障害者への良質かつ適切な医療の提供

2, 588億円(2, 587億円)

心身の障害の状態を軽減し、自立した日常生活等を営むために必要な自立支援医療(精神通院医療、身体障害者のための更生医療、身体障害児のための育成医療)や障害児入所施設を利用する者等に対する医療を提供する。

また、自立支援医療の利用者負担のあり方については、引き続き検討する。

(5) 障害福祉の仕事の魅力発信

15百万円(15百万円)

障害福祉分野における多様な人材の参入を促進するため、インターネットやSNSを活用した広報、オンラインイベントの開催等を通じて障害福祉の仕事の魅力に関する情報発信を行うとともに、地域の関係機関等と連携し、障害福祉の現場を知るための体験型イベント等の開催を行う。

(6) 障害児支援の推進

22億円(15億円)

① 医療的ケア児への支援の充実【一部新規】(一部再掲)

17億円(8.9億円)

医療的ケア児への支援の充実を図るため、令和3年9月18日に施行した「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」に基づく「医療的ケア児支援センター」の設置を推進するとともに、医療的ケア児に対応する看護職員確保のための体制構築、専門的な薬剤師の養成等により適切な薬物療法を提供するための研修、医療的ケア児の家族への支援等を総合的に実施する。

また、保育所等における医療的ケア児の受入体制の整備に向けて、計画に基づき体制整備を行う市町村に対する補助率の嵩上げを行う(1/2→2/3)とともに、2名以上の医療的ケア児の受け入れが見込まれる保育所等において、看護師等を複数配置する場合の加算を創設する。

(参考) 【令和3年度補正予算】

○ 医療的ケア児支援センターの開設の促進

71百万円

都道府県に対して、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律に基づく医療的ケア児支援センターを運営する上で必要な備品購入等について補助を行うことにより開設を促進する。

② 新生児聴覚検査及び聴覚障害児支援の推進

5.2億円(6.1億円)

聴覚障害の早期発見・早期療育を図るため、都道府県における新生児聴覚検査結果の情報集約や医療機関・市町村への情報共有・指導等、難聴と診断された子どもを持つ親等への相談支援、産科医療機関等の検査の実施状況の把握や精度管理の実施を支援する。

また、保護者に対する相談支援、人工内耳・補聴器・手話の情報等の適切な情報提供、聴覚障害児の通う地域の巡回支援、障害福祉サービス事業所等への研修などの聴覚障害児支援のための中核機能の整備などにより、聴覚障害児の早期支援の推進を図る。

- (7) 障害児・障害者の自立・社会参加支援の推進【一部新規】 31億円(32億円)
障害児・障害者の自立・社会参加支援を一層推進するため、地域における障害者の芸術文化活動への支援、読書環境の整備、手話通訳者をはじめとする意思疎通支援従事者の確保やICT機器の利用支援等による情報・意思疎通支援の充実、障害者自立支援機器の開発支援や補装具装用訓練等を提供する機関の普及などの取組を推進する。

- (8) アルコール健康障害対策の推進 19百万円(19百万円)
アルコール健康障害対策基本法及び第2期アルコール健康障害対策推進基本計画に基づき、飲酒に伴うリスクに関する知識の普及及びアルコール健康障害に関する予防及び相談から治療、回復支援に至る切れ目のない支援体制の整備を推進する。

- (9) 教育と福祉の連携の推進 518億円の内数(513億円の内数)
市町村内における家庭・教育・福祉の連携促進及び地域支援対応力の向上を図るため、教育委員会や福祉部局、学校、障害児通所支援事業所等の関係者が障害児への切れ目のない支援について協議を行う場の設置や福祉機関と教育機関等との連携の役割を担う「地域連携推進マネジャー」を市町村に配置する。

2 地域移行・地域定着支援などの精神障害者施策、依存症対策の推進 当初218億円(221億円)

- (1) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 8.0億円(7.2億円)
精神障害者が地域の一員として安心して自分らしく暮らせるよう、住まいの確保支援を含めた精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指す。このため、障害保健福祉圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科病院、その他医療機関、地域援助事業者、市町村などとの重層的な連携による支援体制を構築し、地域の課題を共有した上で、地域包括ケアシステムの構築に資する取組を行う。
また、精神疾患の予防や早期介入を図る観点から、メンタルヘルス・ファーストエイドの考え方を活用した「心のサポーター養成事業」を実施し、メンタルヘルスや、うつ病、摂食障害などの精神疾患に対する理解の促進及び地域や職場での支援を受けられる基盤整備・体制整備を推進する。

(2) 精神科救急医療体制の整備

17億円(17億円)

精神疾患のある救急患者や、精神疾患と身体疾患を併発している救急患者が、地域で適切に救急医療を受けられるよう、関係機関(警察、消防、一般救急等)との連携を図りながら、引き続き体制を整備する。

また、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に資する精神科救急医療体制整備を推進するとともに、依存症患者が救急医療を受けた後に適切な専門医療や支援等を継続して受けられるよう、依存症専門医療機関等と精神科救急医療施設等との連携体制を構築する。

(3) 心神喪失者等医療観察法の医療提供体制の確保など

183億円(187億円)

心神喪失者等医療観察法に基づく医療を円滑に行うために、引き続き指定入院医療機関を整備し、地域偏在の解消を進める。

指定医療機関の医療従事者等を対象とした研修や指定医療機関相互の技術交流等、更なる医療の質の向上を図る取組を推進する。

(4) 依存症対策の推進(一部再掲)

9.5億円(9.4億円)

アルコール、薬物、ギャンブル等依存症をはじめとする依存症患者やその家族等が適切な治療や必要な支援を受けられるよう、全国拠点機関において、依存症対策に携わる人材の養成や情報発信等に取り組む。

都道府県等において、依存症の治療・相談支援等を担う人材育成、依存症相談拠点、依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関の選定・設置を行うことにより、依存症相談支援・治療体制、各地域における包括的な連携協力体制の整備等を推進する。

また、依存症患者が救急医療を受けた後に適切な専門医療や支援等を継続して受けられるよう、依存症専門医療機関等と精神科救急医療施設等との連携体制を構築する。

さらに、相談支援や普及啓発等に全国規模で取り組む民間団体の支援や依存症の実態を把握するための調査を実施するとともに、広く国民一般を対象に依存症の正しい理解を広めるための普及啓発を実施する。

3 発達障害児・発達障害者の支援施策の推進

当初8.1億円(7.0億円)

(1) 発達障害児・発達障害者に対する地域支援機能の強化

3.9億円(2.7億円)

発達障害児者の各ライフステージに対応する一貫した支援を行うため、地域の中核である発達障害者支援センター等に配置する発達障害者地域支援マネジャーの体制を強化することで、市町村や事業所等が抱える困難事例への対応促進等を図り、発達障害児者に対する地域支援機能を強化する。

(2) 発達障害の初診待機解消に関する取組の推進

93百万円(93百万円)

発達障害児者の診断に係る初診待機の解消を進めるため、発達障害の医療ネットワークを構築し、発達障害の診療・支援ができる医師の養成を行うための実地研修等の実施や医療機関におけるアセスメント対応職員の配置を進める。

(3) 発達障害児・発達障害者とその家族に対する支援

1.6億円(1.6億円)

都道府県及び市町村において、同じ悩みを持つ本人同士や発達障害児者の家族に対するピアサポートや発達障害児者の家族に対するペアレントトレーニング、青年期の発達障害者に対する居場所作り等を実施することにより、発達障害児者及びその家族の支援を推進する。

(4) 発達障害に関する理解促進及び支援手法の普及

1.3億円(1.4億円)

全国の発達障害者支援センターの中核拠点としての役割を担う、国立障害者リハビリテーションセンターに設置されている「発達障害情報・支援センター」で、発達障害に関する各種情報を発信するとともに、困難事例に係る支援をはじめとする支援手法の普及や国民の理解の促進を図る。

「世界自閉症啓発デー」(毎年4月2日)などを通じて、自閉症をはじめとする発達障害に関する正しい理解と知識の普及啓発等を行う。

4 障害者への就労支援の推進

当初189億円(192億円)

- (1) 中小企業をはじめとした障害者の雇入れ支援等【一部新規】(再掲)
135億円(137億円)
- (2) 精神障害者、発達障害者、難病患者等の多様な障害特性に対応した就労支援(再掲)
31億円(32億円)
- (3) 障害者の雇用を促進するためのテレワークの支援(再掲)
13億円(15億円)
- (4) 雇用施策と福祉施策の連携による重度障害者等の就労支援(再掲)
7.7億円(7.7億円)
- (5) 就労支援事業所等で働く障害者への支援
15億円(14億円)
- ① 工賃向上等のための取組の推進
6.7億円(6.4億円)
- 一般就労が困難な障害者の自立した生活を支援する観点から、就労継続支援事業所などに対し、経営改善、商品開発、市場開拓や販路開拓等に対する支援を行うとともに、在宅障害者に対するICTを活用した就業支援体制の構築や販路開拓等の支援等を実施する。
- 全都道府県において、関係者による協議体の設置により共同受注窓口の機能を強化することで、企業等と障害者就労施設等との受発注のマッチングを促進し、障害者就労施設等に対する官公需や民需の増進を図ることに加え、農福連携に係る共同受注窓口の取組を支援する。
- ② 障害者就業・生活支援センターによる働く障害者への生活面の支援などの推進
7.9億円(7.9億円)
- 就業に伴う日常生活の支援を必要とする障害者に対し、窓口での相談や職場・家庭訪問等による生活面の支援などを実施する。
- ③ 共同受注窓口を通じた全国的な受発注支援体制の構築
9百万円(16百万円)
- 都道府県域を越えた広範な地域から作業等の受注量を確保し、就労継続支援事業所の全国的な受発注を進めるため、各地域の共同受注窓口における取組事例や令和元年度及び令和2年度の事業成果を踏まえ、各地域の共同受注窓口の質の向上・機能強化をするための取組や、共同受注窓口間のネットワーク構築のための取組を実施する。

(6) 農福連携等による障害者の就労促進プロジェクトの実施

3.4億円(3.4億円)

農業・林業・水産業等の分野での障害者の就労を支援し、障害者の工賃水準の向上等を図るとともに、障害者が地域を支え地域で活躍する社会の実現に資するため、障害者就労施設への農業等に関する専門家の派遣や農福連携マルシェの開催等を支援するとともに、過疎地域における取組を後押しする。

(7) 働く障害者の就労に伴う定着支援【新規】

1.7百万円

働く障害者の生活面の支援ニーズにより丁寧に対応できるよう、障害者就業・生活支援センターが就労定着支援事業所に対するスーパーバイズや困難事例への対応と事例収集に基づく他の就労機関への情報共有・啓発を行うことで、地域のネットワークの強化を図る。

第9 安心できる年金制度の確立

国民の老後の安定した生活を支えるセーフティネットである公的年金制度について、持続可能で安心できる年金制度を確実に運営する。

1 持続可能で安心できる年金制度の運営

当初12兆6,857億円(12兆6,213億円)

基礎年金の国庫負担2分の1を維持し、長期的な給付と負担の均衡を図り、年金制度を将来にわたって持続可能なものとする。

「年金生活者支援給付金の支給に関する法律」に基づき、所得の額が一定基準以下等の高齢者や障害者等に対して、年金生活者支援給付金を支給する。

2 日本年金機構による公的年金業務等の着実な実施(一部再掲)

当初3,186億円(3,270億円)

日本年金機構において、年金制度の安定的な運営と負担の公平を確保するため、厚生年金保険の適用促進対策や国民年金の保険料収納対策を推進するとともに、引き続き、年金記録の管理、適用、徴収、給付、相談等の各業務及び年金生活者支援給付金の支給事務を正確、確実かつ迅速に行う。また、被用者保険の適用拡大に当たっての周知・専門家活用支援を行う。

3 正確な年金記録の管理と年金記録の訂正手続の着実な実施(一部再掲)

当初18億円(18億円)

パソコンやスマートフォンでいつでも年金記録の確認等ができる「ねんきんネット」の利用登録を促進する等により、その普及を強力に推進する。

未統合記録については、解明に向けた取組を引き続き実施するとともに、年金記録の訂正手続を着実に実施する。

第10 施策横断的な課題への対応

1 統計改革の推進【一部新規】 当初3.3億円(3.2億円)

厚生労働省における統計改革を推進するため、

- ・統計に関する認識・リテラシー向上等を目的として、新たな研修体系による統計研修の実施及び統計研修の更なる充実・強化
- ・非常時における統計調査継続のための検討等を実施する。

2 厚生労働省改革の推進【一部新規】

当初1.9億円(1.3億円)

職員一人ひとりの意欲と能力の向上による組織力・政策立案能力の強化を図るため、改革工程表に掲げられた各改革項目等に沿って、厚生労働省の業務改革・人事制度改革等を着実に実施する。

3 国際問題への対応 補正7.8億円、当初50億円(50億円)

(1) 国際機関を通じた国際協力の推進 1.7億円(1.4億円)

① 世界保健機関(WHO)などを通じた国際協力の推進【一部新規】

9.1億円(7.0億円)

国際保健分野における諸課題への取組を強化することを目的に、G20大阪サミット等での成果も踏まえ、WHOなど国際機関への拠出を通じて、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(※)の達成に向けた保健システムの強化、日本の知見に期待が寄せられる高齢化・認知症対策、また、アジア・アフリカ地域での薬剤耐性(AMR)を含む感染症対策に関する支援など、国際協力事業を推進する。

※ ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ：全ての人が基礎的な保健医療サービスを、経済的困難を伴わない形で受けられる状態を指す概念

② 国際労働機関(ILO)を通じた国際協力の推進【一部新規】

7.5億円(6.9億円)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により脆弱性が浮き彫りとなったグローバル・サプライチェーンの末端の労働者やインフォーマル経済に従事する労働者等のディーセント・ワーク(働きがいのある人間らしい仕事)の実現のため、国際労働機関(ILO)への拠出を通じて、アジア・太平洋地域等における労働安全衛生水準の向上、社会的保護のための支援などの国際協力事業を実施する。

また、ILO事務局に対する日本の専門家の派遣等を通じて、日本の優れた経験やノウハウを活用する。

(2) 国際的な感染症に係るワクチンの開発・普及事業の推進 22億円(24億円)

開発途上国における予防接種体制の整備、ワクチンの普及を、Gaviワクチンアライアンスへの拠出を通じて促進し、新型コロナウイルス感染症、今後起こりうる新興感染症、世界的に重大な影響を与えうる、平時において需要が少ないエボラ出血熱等の感染症へのワクチン開発を、感染症流行対策イノベーション連合(CEPI)への拠出を通じて促進することで、国際保健分野での貢献を行う。

(3) 抗菌薬の研究開発と診断開発の推進(再掲) 1.9億円(1.9億円)

薬剤耐性対策の推進に寄与するため、グローバル抗菌薬研究開発パートナーシップ(GARDP)への拠出を通じ、耐性菌に対する治療方法・治療薬の開発を促進する。

(4) 国際保健政策人材養成の推進 35百万円(41百万円)

我が国の国際保健政策人材を戦略的に養成するため、「グローバルヘルス人材戦略センター」を司令塔に、その人材の国際的組織への送り出しや、国内組織での受入れ等を引き続き支援する。

(5) 経済連携協定などの円滑な実施 7.4億円(7.4億円)

経済連携協定(EPA)などに基づきインドネシア、フィリピン、ベトナムから入国する外国人看護師・介護福祉士候補者等について、その円滑かつ適正な受入れ及び受入れの拡大のため、看護・介護導入研修を行うとともに、受入れ施設に対する巡回指導や学習環境の整備、候補者への日本語や専門知識の習得に向けた支援等を行う。

(6) アジア地域における薬事規制調和の推進【一部新規】(再掲) 2.2億円(2.0億円)

(参考) 【令和3年度補正予算】

- 国際機関と連携した国際的な研究開発等の推進 5.0億円
日本の優れた医薬品研究開発力を活かし、官民連携の公益社団法人グローバルヘルス技術振興基金(GHIT)等への拠出を通じて、顧みられない熱帯病(NTDs)等の開発途上国向けの医薬品等の研究開発と供給支援等を更に促進する。

4 データヘルス改革の推進【一部新規】

補正152億円、当初1,109億円(499億円)

保健医療情報を本人や本人の同意を得た医療機関等で確認できる仕組みの推進などを内容とするデータヘルス改革に関する工程表に則り、改革を着実に推進するとともに、保健医療ビッグデータの利活用の推進のため、レセプト情報・特定健診等情報データベース（NDB）や介護保険総合データベースなど健康・医療・介護情報を連結・解析する環境等の整備や、介護情報を医療機関や介護事業所で共有する仕組みの構築に向けて必要なシステム改修等を行う。

（参考）【令和3年度補正予算】

- 審査支払システム等のICT化の推進（再掲） 131億円
診療報酬の審査支払等を行うための国保総合システムについて、社会保険診療報酬支払基金との審査基準の統一化等、整合的かつ効率的な運用に向けたシステム整備への支援を行う。
また、訪問看護レセプト請求の電子化に向けたシステム整備や、障害自立支援給付審査支払等システムの審査機能等の強化に向けた改修への支援等を行う。
- 救急等における保健医療情報の利活用、オンライン資格確認の推進（再掲） 21億円
特定健診データや薬剤情報等の保健医療情報を医療機関等で確認できる仕組みを拡大し、患者本人の意思確認ができない等の救急時の情報閲覧に対応するとともに、アレルギー情報等、閲覧の対象となる情報の追加に向け必要なシステム改修を行う。
あわせて、オンライン資格確認の推進に向けたシステム整備の支援等を行う。

5 社会保障に係る国民の理解の促進、国民の利便性向上等の取組等

当初3.9億円(4.5億円)

（1）情報セキュリティ対策 3.6億円（3.9億円）

厚生労働省及び関係機関の情報セキュリティ対策に係る実効性の向上を図るため、外部事業者を活用した情報セキュリティ監査などを実施することにより、国民が安心して厚生労働行政のサービスを受けることができるよう情報セキュリティ対策の充実に取り組む。

（2）社会保障教育の推進 39百万円（61百万円）

現行の各種教材に対する教職員等の意見を踏まえ、より効果的で様々な利用局面に対応できるよう、令和3年度に作成する教育ツールの検証・改訂、好事例の横展開等を行う。また、社会保障教育への理解促進を目的に、引き続き、高校教員向けの研修会を実施する。